

第百三十九回国
参議院文教委員会會議録第一号

平成八年十二月十七日(火曜日)
午前十時開会

委員氏名

委員長
清水嘉与子君
理事
小野 清子君
理事
鹿熊 安正君
理事
石田 美栄君
理事
山本 正和君
理事
井上 裕君
理事
釜本 邦茂君
理事
世耕 政隆君
理事
田沢 智治君
理事
馳 浩君
理事
菅川 健二君
理事
田村 秀昭君
理事
林 久美子君
理事
山下 栄一君
理事
梶原 敬義君
理事
阿部 幸代君
理事
伊藤 基隆君
理事
江本 孟紀君
理事
堂本 曉子君

委員の異動

十二月二十九日
辞任
伊藤 基隆君
補欠選任
本岡 昭次君

十二月十六日
辞任
本岡 昭次君
補欠選任
伊藤 基隆君

出席者は左のとおり。

委員長
清水嘉与子君
理事
小野 清子君

委員

鹿熊 安正君
石田 美栄君
山本 正和君
井上 裕君
釜本 邦茂君
世耕 政隆君
田沢 智治君
馳 浩君
菅川 健二君
田村 秀昭君
林 久美子君
山下 栄一君
梶原 敬義君
阿部 幸代君
伊藤 基隆君
江本 孟紀君
堂本 曉子君

国務大臣

文部大臣
小杉 隆君

政府委員

文部大臣官房長
佐藤 禎一君
文部省初等中等
教育局長
辻村 哲夫君
文部省教育助成
局長
小林 敬治君
文化庁次長
小野 元之君
事務局側
常任委員会専門
員
青柳 徹君

説明員

公正取引委員会
事務総局経済取
引局取引部取引
企画課長
郵政省放送行政
局放送政策課長
和泉澤 衛君
佐々木英治君

参考人

日本放送協会専
務理事 齊藤 曉君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第一号外三件)
○高校進学率向上、高校三十人以下学級実現、私学助成の大幅増、障害児教育の充実に関する請願(第二号外一件)

○障害児教育の充実、教育予算大幅増、三十人学級実現に関する請願(第三号外三件)
○私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第四号外一八件)

○私学助成の大幅増額と四十人学級の早期実現に関する請願(第一三三号外六件)
○訪問教育の高等部早期設置に関する請願(第一五号外一八件)

○行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級早期実現に関する請願(第一六号外六件)
○義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(第三三三号外一件)

○小・中・高校三十人学級の早期実現、国庫補助制度堅持、四十人学級推進補助の充実など私学助成の大幅増額に関する請願(第三三三号外一件)
○行き届いた教育の実現と私学助成の大幅拡充に関する請願(第三三六号外一件)

○行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第三三七号外一件)

○私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第五二二号外八件)
○教育費の父母負担軽減、教職員の大幅増など行き届いた教育に関する請願(第五六号外三件)
○三十人学級の早期実現、教育予算・私学助成拡充、教職員定数増に関する請願(第五七号外三件)
○専任司書教諭制度の確立に関する請願(第七二二号)

○文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願(第七七号外一九件)
○国庫補助の堅持・拡大、父母負担の軽減、教育条件の改善、私学助成制度の大幅な拡充に関する請願(第九三三号外三件)

○三十人学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願(第九八号外四件)
○すべての子供に対する行き届いた教育の保障に関する請願(第一〇二号外二件)

○教育・大学予算、私学助成の大幅増額と学生・父母の教育費負担軽減に関する請願(第一〇二二号外三件)
○私学助成の大幅増額など教育関係予算の拡充に関する請願(第一一九号外二件)

○すべての子供たちに対する行き届いた教育に関する請願(第一五六号)
○三十人学級の早期実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減に関する請願(第一六六号外二件)
○義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第一九九号外一九件)

○義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の還元と教科書無償制度の継続に関する請願(第二〇〇号外四件)
○私学助成に関する請願(第二二二号外四五件)

○私学助成の大幅増額に関する請願(第二三八号)

外一件)

○私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願(第三二七号)

○公私共に三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三九五号外一件)

○大学院生の研究・生活条件の改善と大学の充実に関する請願(第四七二号)

○国政調査及び継続調査要求に関する件

○委員長(清水嘉与子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十一月二十七日、三重野栄子さんが委員を辞任され、その補欠として志吉裕さんが選任されました。

また、去る十一月二十八日、志吉裕さんが委員を辞任され、その補欠として榎原敬義さんが選任されました。

○委員長(清水嘉与子君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

著作権法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に日本放送協会事務理事齊藤曉さんを参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(清水嘉与子君) 次に、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小杉文部大臣。

○国務大臣(小杉隆君) このたび政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の著作権制度については、これまで逐

次改正をお願いしその充実を図ってまいりましたが、近年の著作権をめぐる国際的な動向の変化や情報化の進展などの社会状況の変化には目をみはるものがあり、新しい文化立国を目指して内外への積極的な貢献を進めるべき立場にある我が国としては、その文化を支える法的基盤である著作権制度の一層の改善を進めていく必要があると考えているところであります。

このたびの改正は、このような内外の情勢の変化及び我が国の占める国際的地位にかんがみ、著作権制度のさらなる充実を図るため所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、写真の著作物の保護期間に係る特例を廃止することであり、

現行の著作権法では、写真の著作物の保護期間については、他の著作物と異なり、公表後五十年まで存続することとされているところでありますが、最近では、国際的にもこれを著作物の死後五十年までとする国が先進諸国の大勢となっており、このこと等を考慮し、写真の著作物の保護期間に係る特例を廃止し、著作物の死後五十年までとするものであります。

第二は、民事上の救済規定及び罰則規定の整備を行うこととあります。

近年の情報化の進展等社会経済情勢の急速な変化により、著作権に関する法的紛争の多様化、複雑化が進んできており、著作権法においても特許法など他の知的所有権法制との整合性を図りつつ、著作権の実効的な保護をより一層充実することとが民事、刑事の両面にわたって求められております。このため、著作権法におきましても、著作権等を侵害する行為によって生じた損害の額を計算するため必要な書類について、当事者の申し立てにより裁判所が当事者に対しその提出を命ずることができるよう規定を設けることとするともに、罰金額の上限を引き上げることとするものであります。

第三は、著作隣接権の保護対象を適及的に拡大することとあります。

世界貿易機関の加盟国に係る実演、レコード及び放送については、平成六年の著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律により、我が国に著作隣接権制度が導入された昭和四十六年一月一日以降に行われたものが著作隣接権による保護の対象とされたところであります。しかしながら、その後、先進諸国において五十年前に行われた実演等までを保護する国が多数を占める状況となっており、我が国としても、国際的な協調を図る観点から、我が国及び世界貿易機関の加盟国に係る実演、レコード及び放送について、他の諸国と同様に五十年前に行われたものまでを著作隣接権の保護対象に加えることとするものであります。

なお、これに伴い、旧法において保護されていた演奏歌唱及び録音物の著作隣接権による保護期間に現行法で定められている経過措置についても、所要の見直しをすることとしております。

最後に、施行期日等についてであります。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、所要の経過措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(清水嘉与子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○藤田君 おはようございます。自由民主党の馳浩と申します。よろしくお願いたします。

まず、大臣に御質問を申し上げますが、元来、著作権問題というのは、著作物の著作権とその利用者の保護を調和させ、もって文化の発展に寄与

することを目的とした文教問題であります。しかしながら、今日においてこの著作権問題は大きく様相を変えておるということとあります。

一つには、外交問題化しておるということが挙げられます。例えば中国の音楽CDの海賊版製作によりまして、著作権侵害により米中関係が極めて悪化しており、日本もアジアの違法コピーには手をやいております。あるいは二つ目として、通商問題化しておるということが挙げられます。著作権問題は次の時代のリーディング産業となる情報通信産業とも深くかかわっております。著作権を保護すればするほど通信サービスのコスト高を招き、ひいては通信機器技術の普及が図れないこととなります。これでは日本の経済成長、ひいては産業構造の転換は図れないということになると思っております。

こういう観点も踏まえまして、日本のあるべき国家戦略というグローバルな視点で、一貫性をもってこの著作権の問題に対処しなければならぬと考えています。大臣は、この著作権問題をさまざまな政治問題がある中でどう位置づけていかれるのか、またどのような基本姿勢で一貫してこの問題に対処していかれるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(小杉隆君) 御指摘のとおり、今日における著作権問題は、従来からの文化の問題としての側面に加えまして外交問題あるいは通商問題としての側面を持つに至っております。その重要性がますます増しているものと認識しております。

そのような中で、国際的な制度の調和を推進していくことが必要であり、我が国はWIPO、世界知的所有権機構という中でしょるか、そのWIPOにおける新条約作成にも積極的に対応するとともに、今御指摘のあったアジアにおける違法コピー問題にも対応し、これらの地域における著作権制度の整備を推進するために国際協力事業を積極的に実施しております。

また、技術の発達に適切に対応するために、権

利保護の充実に図る一方で、著作物の円滑な利用への配慮をしていくことが必要であります。このために権利情報を集中的に管理する機構を設立するなど、円滑な著作物の利用を図るためのシステムの構築に向けて検討を進めるとともに、関係者の努力を支援しているところであります。

今後内外の情勢の変化を踏まえて、権利者の保護と円滑な利用との調和に留意しながら、著作権制度のさらなる充実に図っていくため適宜必要な措置を講じていきたいと思っております。

○馳浩君 確かに、適宜必要な措置を今後とも引き続き行っていたいだきたいと思っております。

そこで、今大臣のお話にもありましたように、十二月二日から二十日までの間に、ジュネーブにおきまして著作権及び著作権隣接権問題に関する外交会議が開かれております。この会議に際しまして、日本としても並行的に対応していかなければいけない問題があると思っておりますので、幾つか質問をさせていただきます。

現在この会議におきましては、以下の三つの新条約について審議がされております。

一つには著作権新条約として著作権の基本的国際規約であるベルヌ条約関連問題、二つ目に著作権隣接権の新条約として実演家とレコード製作者の著作隣接権関連問題、三つ目といたしましてデータベース関連の新条約と、これはいずれも日本の著作権の根幹にかかわる重要事項を扱っていると言えらると思っております。

そこで、これが二十日まで審議されておるという状況ですが、これが採択、批准されるとなれば、日本の著作権法も資料によりますと十六項目にわたり法改正が必要となるということであります。そこで、今回の会議で以上三つの主な新条約についての審議がなされておるようでありますが、どのような点が争点となっているのかということ、日本にとって重大な影響を及ぼすものに限って解説をしていただきたいと思います。あわせて、その争点に対して日本としての姿勢、それから将来的な採択の見通しも教えていただきたいと思います。

思います。

○政府委員(小野元之丞) 先生御指摘ございましたように、今WIPOの中で新しく三つの条約が検討されておるわけでございます。お話しございましたように、まず第一点は、著作権関係のベルヌ条約の上乗せ部分といえますか、ベルヌ条約の関連で改正、上積みする部分の条約の一つでございます。それからもう一つは、実演家やレコード製作者の権利の保護についての著作権隣接権関係の新条約でございます。それから三番目が、編集物やデータベース関係の新条約、この三つの条約が事務局長の案というふうな形で提案されて、議論されておるところでございます。

実はこれらの条約の案につきましては、先生も御承知のように、現在世界各国、ベルヌ条約あるいはローマ条約、万国著作権条約等々そういった条約をそれぞれ適用しておるわけでございますけれども、国によってさまざまに適用関係が違わうわけでございます。そういったこともございまして、実は今回の原案につきましては各国さまざま意見を出しておるわけでございます。そういう意味で意見がいろいろ分かれておるわけでございます。

この外交会議におきましていろんな意見があるわけでございますけれども、私も日本として大きな関連を持っておる部分ということにつきましては、例えば幾つか申し上げますと、一時的な蓄積といったようなものも複製に含めるべきかどうかという点、それから輸入権といったようなものを認めるかどうか、それから実演家の方々にとつてのいわゆる人格権を導入するかどうかという点、さらには実演家の権利が及ぶ対象といたしましてレコードのみにするか、あるいはこれを視聴覚固定物とするかという意見。それから、レコードレンタル等につきましては日本とスイスしか現在こういった制度がないわけでございますが、こういうものについて三年以内には廃止するとうような原案が出ておるわけでございますけれども、それにどう対応するか、こういったような点

が主な意見の分かれておる点ではないかと思うのでございます。

我が国といたしましては、著作物の公正な利用に留意する必要があるということを中心に考えながら、権利者、著作家等の権利、利益を確保するという基本的な立場に立ちまして、また一方で国際的な動向も踏まえながら、個々の論点につきましてそれぞれ対応しておるところでございまして、特にレコードレンタルの問題につきましまして、事務局案が仮にそのまま通ったということになりますと国内の関係者に多大な影響を与えるというふうなこともございまして、政府としては事務局案に反対ということでもさまざまな提案を行っておるところでございます。

私も文化庁といたしましては、現地との連絡もと一つ適切に対応してまいりたいというふうな考えでいるところでございます。

○馳浩君 非常に重要な問題であると思っております。適宜連絡をとりながら日本にとって不利益とならないように、まさしくこれは文化の問題であり外交問題であり通商問題でありますので、こういうふうな申し上げていかわかりませんが、日本にとって有利なやり方は法体系が整備されますように、そして最終的に日本として採択されますようにお願いをまず申し上げておきます。

続きまして、著作権法の法体系について質問させていただきます。

御承知のように著作権法は、著作権を一つ一つ規定する限定列挙主義を採用しております。しかし、これでは新たな著作権が審議されることに法改正をしなければなりません。つまり、法改正が及ぶ危険性をいつも含んでいると言えます。これでは、今後進展著しいポータル系な情報社会に対応できなくなると考えます。

そこで、日本がとっている限定列挙主義を、既存の著作権規定も存続させながら、新たに包括規定を設ける例示列挙主義に変更してはどうかと提案いたしますが、ちなみにドイツにおきましては一九六五年から限定列挙主義から例示列挙主義

に変更しておりますが、これに關して文化庁のお考えをお聞かせください。

○政府委員(小野元之丞) 先生お話しございましたように、著作権をめぐる制度と申しますのは、デジタル化でございますとか、ネットワーク化あるいはマルチメディアの進展ということで非常に社会、経済の状況が大きく変化しておるわけでございます。こういった大きな変化に適切に対応して法制度がおくれをとらないように、常にそういったタイムリーな改正といったことを行う必要があることはもう先生の御指摘のとおりでございます。

そういった観点から、私もといたしましてはこの臨時国会に、期間も短いわけでございますけれども法改正をお願いしているわけでございますが、そういった時々の必要性あるいはデジタル化等の進展に伴う改正につきましましては、その都度適切な対応をしていこうというのが現在の考え方であるわけでございます。

お話しございましたドイツのように包括的な規定を置きまして一括して対応できるようにしてはどうかという意見、この御意見ももっともだと思っております。個別の権利を限定列挙して明確にしていくという法律制度にとりましては、権利の内容が明確になる、個別の対応がしやすいというふうなこともございまして今の著作権法はそういう制度をとっておるわけでございます。直ちにドイツのような包括規定を設けるということについては、今の日本の制度、さらにその都度必要に応じて適時適切に改正をしていくというところの方が、より権利者あるいは利用者にとって権利内容が明確になってわかりやすいということがあるわけでございます。

そういった点を踏まえつつ、著作権審議会等でも常に時々適切に改正の御提言をいただいて、その都度対応してまいりたいというふうな考えでいるところでございます。

○藤澤君 御説明はわかりました。個別的な事例に対応できやすいということですが、この著作権法の改正というのはほぼ二年から三年に一回ずつ行われている状況ですね。それを考えたときに、また今回の場で法改正について議論をし合って、きょう恐らく通ると思いますけれども、今WIPOで審議されておるこれが通りますれば、来年か再来年には恐らくまたこの議論の中において著作権法の改正について改めて議論をし法改正をし直さなければいけないわけです。

そういう意味では、小野次長のおっしゃることは十分よくわかるのですが、常に個別の対応ができやすいような連絡を密にとりながらやっていただきたいということと同時に、包括的な例示列挙主義、ドイツがとっておる方策についてももう少し研究して日本でもとることができれば、煩雑な法改正を二年や三年に一回ずつ進めなければいけないということをしなくともよろしくなるのではないかと思いますので、その点も今後の検討課題としていただきますように、これはお願いを申し上げます。

続きまして、WIPOでの審議の具体的な課題にちょっと戻らせていただきます。今現在、WIPOで議論されているものの一つとして著作権隣接権に当たる商業的貸与権があります。検討されている内容を見ますと、要は、レコード製作者を例にするならば、レコード製作者にレコードの貸与につき五十一年の許諾権を付与するとの内容であります。一方、日本国内の現行制度では、レコード製作者に一年の貸与許諾権を付与し、残り四十九年間は報酬請求権を認めております。これは、ガット・ウルグアイ・ラウンドでも例外的に認められた制度であります。

もし今WIPOで、先ほど申しましたレコード製作者にレコードの貸与につき五十一年の許諾権を付与するという内容が採択されたとするならば、日本国内のレコード、CDのレンタル業にどのような法的かつ経済的な影響を与えるのか。また、日本としてこれに対して賛否の態度をどうい

うふうにとるのかということをはっきりとしたいと思っております。

○政府委員(小野元之) 先生お話しございましたように、WIPOの新しい条約の中の二番目の実演家、レコード製作者の条約でございますけれども、お話しございましたように議長草案ということで五十年間の貸与権というものが仮に認められた場合に、これは実は我が国にとりましては大変大きな打撃を受けることになると思うのでございます。

お話にもございましたように、我が国は商業用レコードの貸与、いわゆるレコードレンタルにつきましては一年間の許諾権、四十九年間の報酬請求権を与えておるわけでございます。実はこの制度につきましても、平成六年のTRIPS協定におきましても、レコードのレンタルが権利者の排他的複製権を著しく侵害させていないということをおるわけでございます。

これについて、今回の新条約の中で、お話しございましたように五十年の貸与許諾権を認めるということになりまして、実演家やレコード製作者が許諾をしないということになりますと、洋盤のCDのレンタルが今行われておりますけれども、仮にレコード会社が許諾しないということになりますと、それはレンタルができなくなるわけでございまして、そういう意味で、CDレンタル業者の方々にとっては非常に大きな影響を及ぼすものでございまして。

私も文化庁といたしましては、この問題について最大の努力をしなければいけないということで、先般、文化部長を急遽WIPOの会議に派遣をいたしました。現在、日本の従来とておるこの制度の意義、それから日本の考え方、こういうものについて鋭意折衝を続けて、理解を求める努力を続けておるところでございます。

○藤澤君 国際的な取り決めでありますから、日本もそれに従うのは当然といえば当然なのではあります。ただし日本として、業界であつたりあ

るいは利用者の方々の便宜というものを考えにあって対応をさせていただきたいということ、これもまたお願いを申し上げておきます。

続きまして、先ほど小野次長が申されましたが、輸入権の創設も同様に議論されているということでもあります。国内消費権との違いを踏まえて、創設された場合の問題点を説明していただきたいと思っております。また、これに対して日本としてどういう態度をとられるのか、これについてもお願いしたいと思います。

○政府委員(小野元之) お話しございました輸入権の問題でございますけれども、輸入権と申しますのは、著作物の複製物等をほかの国から輸入することを著作者が許諾することができるといふ権利でございます。言いかえまして、複製物をほかの国から輸入することを拒否することができるといふ権利でございます。

そういった意味で、WIPOの条約におきましてはこの輸入権の創設が議論されておるわけでございまして、この輸入権を認めるかどうかという点につきましても、一方でこういった輸入権を認めると権利者にとっては大変大きな利益になるわけでございまして、商品の流通でございますとか通商でございますとか、そういった観点から見ますと極めて大きな影響を与えるということになりますので、権利の保護には大きな利益になるわけでございまして、通商あるいは商品の流通という観点から慎重に対処すべき点もあるわけでございます。

お話しございました国内消費の頒布権という問題でございますけれども、これも著作者が許諾することによりまして著作物の原作品あるいは複製物が販売された場合に、例えば日本国内で販売されたときには日本国内での著作者の頒布権が消滅するということでございます。そういう意味で輸入権と非常に効果において似ておるわけでございまして。

いずれにしても、これは権利の保護にとっては大変役割が大きいわけですが、一方で、商

品流通や通商といった面では非常に大きな影響があるということで、この点については私も慎重に対応すべきだということに考えておるわけでございます。

○藤澤君 これは、日本としてというよりも、先進国と途上国との対立の一番の論点になっていると思っております。途上国としましては、合法的に輸出盤をつくったとしても、輸入権というものを先進国に発動されたら要は輸出できなくなるわけですね。それは、経済的に途上国に対する打撃というのは大きいものがあると思っておりますので、やっぱりその点も勘案しながら進めていただきたいと思っております。

続きまして、次の質問に移りたいと思っております。これは写真についての質問であります。

今回のWIPOでも議論され、今回の法改正の目玉の一つでもあります写真の著作物の保護期間を著作者の死後五十年にするというところは、これは写真家の悲願でありました。これに関して私も大賛成ですが、まだ未解決の問題が残っております。というのは、既に保護されなくなった昭和三十一年以前公表の写真の保護についてです。写真家にとつて写真というのは作品であり、著作権法に照らすならば財産でもあるわけですから、この財産を保護するかどうかという問題になってくるとも思います。

私は、これらの写真も含めて保護すべきであると考えております。つまり、過去の保護をこれら写真にも拡大すべきと考えております。今回、レコード等を五十年間保護するわけですから、同様に写真も五十年の遡及保護、つまりさかのぼって保護することも一案と考えますが、この点についていかに考えておられるか。

ちなみに、今回の法改正をするときにいろいろと関係団体に意見聴取をしたと思いますが、この点に關しまして写真家協会の皆さん方から意見聴取をしたのかどうかということもあわせてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(小野元之君) この法案を国会にお願
いする前に、写真家協会の方ともお話をしたわけ
でございます。実は、今回、死後五十年というこ
とにいたすことにつきましては、写真家協会の長
年の御要望がございました。結果として、保護期
間が長くなるということで、私どもとしては御賛
同いただいたというふうな考えておるわけでござ
います。

ただ、写真家協会がさらに御要望なさっておら
れますのは、旧法著作権時代に保護期間が公表後
十年という大変短い期間が設定されておしまし
て、これは当時の時点におきまして写真について
の氏名表示率が非常に低かったとか、あるいは条
約上もほかの著作権と写真については違った取り
扱いがなされておったというような過去の経緯も
いろいろあったわけでございまして、いず
れにいたしましても十年という大変短い期間で
あったわけでございまして。

これについては、昭和四十二年にその十年を十
三年に延長いたしました。そして、昭和四十六年
に新しい法律、現行の著作権法に移行したわけで
ございまして。そういったこともございまして、先
生のお話にございましたように、三十一年までに
公表された写真は、たとえその写真家の方がまだ
元気で活躍していらっしゃる方であっても、既に
保護期間を満了して切れてしまつておるといふ状
況があるわけでございまして。

写真家協会の御要望といたしましては、そう
いったものについても、まだ現に活躍している人
もたくさんいるんだから、ぜひそれは保護を復活
させてほしいという御要望がございました。

この点につきましては、実はいろいろ問題があ
るわけでございまして、利用者の側、ある
いは出版でございましてとか放送でございましてと
か、さまざまな利用者の側から申しますと、既に
保護が切れているものをさかのぼって保護を復活
させるといふことになりまして、利用関係に大変
重大な影響を与えるわけでございまして。既に著作
権フリーということでデータベースが構築されて

いるようなものが、一つ一つチェックをしてそれ
をひっくり返さなければいけないということござ
いまして、利用関係に大変大きな影響を与える
ということ、利用者関係の反対も非常に強いとい
う点がございまして。

それから、今回法案の中でお願いしてございま
す著作隣接権について、一部例外的に過去のもの
を復活させるということがあるわけでございませ
けれども、これは旧法時代の内外無差別という観
点からやむを得ず行われる例外的な措置であるわ
けでございまして。一方で、仮に写真のように全部
を復活させるということになりますと、その議論
と全く同じには私は議論ができないと思つてござ
います。私どもの著作権審議会の中でも、旧法
時代に保護期間が切れました写真の著作物につ
いて保護を復活させることにつきましては反対意見
が大勢であったということもございまして、今回
の法律にはその部分は入れていないわけでござい
ます。

ただ、写真家協会の御要望等もございまして
で、私どもとしては、WIPOにおきます新しい
条約、それから国際的な動向、その他の条件等さ
まざまなものを検討しながら、そういった御要望
の点も含めて引き続き検討してまいりたいといふ
ふうに考えておるところでございまして。

○馳浩君 大変詳しい説明をありがとうございます。

小野次長の今の説明でちょっと疑問に思ふ点を
幾つか。

利用者の観点から非常に反対が多いということ
ですが、利用者というのとは大体だれなんだといふ
ことになると思ひます。どのような方々の反対が
あるのかという点と、私は先ほども申しました
が、やはり写真家というのとは存在としては重要な
文化財と申し上げては申しわけありませんが、写
真家の技術というものはそれは一つの大変な修練
でもって身につけられた技術をもって作品を生み
出されるわけですから、存在そのものが文化財だ
と私は思ひますし、もっと日本が文化先進国とし

て発達していくのならば、それは利用者の観点で
はなくやはり作品を生み出す創作者の観点からの
法体系的整備というものが必要ではないかとい
う、まずこの一点を私は主張したいと思ひます。
それから、以上の観点、小野さんが今申されま
したように、国際的な協調をとるための極めて例
外的な措置であり、例外をこれ以上拡大したくな
いという一つの意見がありました。これも理解で
きますが、しかし写真家に対する不当な差別も無
視できないところでありまして、私としては、法
的安定性と写真家の権利、利益を調整するために
以下の提案をしたいと思ひます。

すなわち、著作物たる写真の保護期間を著作
者の生存中及び死後五十年として、既に保護されな
くなった写真でもせめて存命中、生きていらつ
しゃる写真家の写真だけでも保護すべきであると
考えます。これによりまして、今回の異例の週及
的保護は必要最小限に抑えられると思ひますし、
写真の保護も実名のある著作物一般の保護期間と
同様なものになり、著作物中写真のみを不当に差
別することも回避できると思ひます。

これは今ここで答えたいというわけには
いかない問題ではありますが、まずひとつ私の提
案に対してどうお考えかということ、あわせ
て、これ以上のお答えは難しいかもしれませ
んが、ぜひ誠意を持ってお答えをいただきたいと思
ひます。

○政府委員(小野元之君) 利用者といつたしまして
は放送局それから出版関係等があるわけでござい
ます。実は、著作権審議会でも今回の報告をいた
だく前に広く関係者の意見を聞かせていただいたこ
とがございまして。その中で、放送とかそれから有
線放送関係の団体等からは、一たん切れた著作物
の保護を復活させるということについては反対だ
という明確な意思をいただいたおるわけでござい
ます。

一方で、お話にもございましたように、写真の
保護期間が過去において十年と大変短かったとい
うことが実はこの問題の発端になつておるわけで

ございまして。
その時点から、私どもとしても、ほかの著作権
が延びた時点で写真についても同じような延長と
いうことを図つておればよりよかつたと思うので
ございましてけれども、現在の時点で考えますと、
既に切れてしまつたものを復活させるというのは
非常に難しい点があるわけでございまして。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、写
真家協会の御要望につきましては、そのお考えに
ついて、お気持ちというのには非常によくわかるわ
けでございまして、私どもとしても今後誠意を
持つて努力して検討していきたいというふう
に思つておるところでございまして。

○国務大臣(小杉隆君) 馳委員からるる御指摘が
ありまして、確かに日本写真家協会の方々にとつ
ては、旧法時代に保護期間が切れた写真の著作物
の著作権もこの際週及して復活してくれ、こうい
うお話なんです、しかし考えてみますと、従来
と比べますと、この前、著作権を死後五十年とい
うふう大幅に延長したという経緯もあります
し、また今回の著作権隣接権の保護対象の週及的
拡大というのはなかなか同列に論ずるのが難しい状
況になつておるわけです。

しかし、これは今、小野次長から説明したよう
に、既に著作権が切れた写真がデータベースの中
に相当組み込まれていたり、あるいは放送局のい
ろいろなライブラリーの中にストックされていた
り、それを今まで自由に使い放題使つていた、そ
れを今から有料にするということになると、今度
は今までの利用者は既得権をどうしてくれるんだ
と、こういうことで、必ずこの問題では著作者と
いうか創作者と利用者との利害の衝突といふこと
があるわけでして、その辺で我々も苦慮してい
るわけなんです。

ただ、私たちとしては、やっぱり写真家の人た
ちのお立場とかお気持ちもよく理解できるので、
また今WIPOで盛んに、これからの新しいマル
チメディアがどんどん進んでいくわけですから、
その中で著作物をどう保護していくか、こういう

問題についてはまだまだ国際的にもいろんな議論が展開をされつつあるわけでありまして、私たちがしてもいろいろな関係者の調整もしなきゃいけませんので、そういった今後の写真家の著作権保護のあり方については、今御提案もありましたけれども、そういうことも踏まえましていろいろと検討してまいりたいということできょうのところはひとつとどめておきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○馳浩君 御丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございます。ただ私は、大臣も申されましたが、利害の衝突という問題ではないということ、は明確にしておきたいと思っております。

これは、利用者にとっては新たにお金を払わなきゃいけないのかなど、大変複雑な事務的なことでもありますし、そう申されますが、創作者にとってみますれば自分が生み出した作品というものは、確かに私は財産というふうな言い方をしましたけれども、まさしくそれこそ日本として保護するべき重要な文化財だというふうな考え方を私は持っていたのだと思います。

これは利害関係で私も申しておるのではなくて、そういう点を日本として守るかどうかという姿勢になってくると思っております。その点はまた御理解いただきまして、この課題というものを忘れなく、今後引き続きどういうふうにして保護していったらいいのだろうかという観点で検討を続けていっていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

著作権法の附則にある二つの「当分の間」について質問します。

まず、昭和五十九年制定の附則五条の二についての問題です。

一般の人がコンビニにあるコピー機で文献を複写する場合、本来は使用料を著作権者に支払わなければなりません。しかし、利用者の混乱を恐れ一般の人の文献複写は著作権の集中的処理機構が設立されるまで、当分の間使用料を支払う必要はないとなりました。これを規定したのが附則五

条の二であります。

現在、この処理を集中的に行う日本複写権センターが平成三年に設立され、その業務も軌道に乗りつつあるということでありまして、今この複写利用契約を結んでいる企業は平成七年現在で二千五百四十四社、そして使用料の支払いが一億七千万円あるということでありまして、順調な動きをしておるということでもあります。

ということは、著作権保護の観点から早くこの附則を廃止して、一般企業あるいは町のコンビニ屋さんにおいても同センターと早く利用契約を結ばせていくべきではないかと思っております。その一方策として、期限を切って、例えば三年後には廃止するということ策を打ち出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ございました附則五条の二、早く廃止すべきではないかと、ごもっともな御意見でございます。

ただ、この点につきましては、五十九年の著作権法改正の時点で既にコピー機等があったわけでございますけれども、こういった複写の分野におきます集中的な権利処理体制が整っていないというところで、お話がございましたように附則五条の二を規定したわけでございます。

仮にこの条件を削るというための条件でございますけれども、やはりいろいろな条件整備がなされるということが私は前提ではないかと思うのでございます。

まず一つは、お話のございました日本複写権センターが既に平成四年から事業を開始しております。複写に関する権利を関係団体からいろんな受託をしておるわけでございますけれども、これをもっともって広げてまいりまして、例えば管理著作物の範囲を新聞などへも拡大していく、幅広い多くの人からこれらについて管理をする、そういう状況になるというのが一つあると思うのでございます。

それからもう一つは、このセンターがあらゆる自動複写機等について個別の利用者と許諾契約を

行うというのはなかなか難しいわけでございます。そういう意味では、いわゆるコピー機を提出している業界の方々の協力を得て新たな使用料を徴収できるようなシステム、こういったものをつくっていく、こういったことも必要ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、私どもとしては複写権センターに対して指導や支援をいたしまして、できるだけ多くのそういった権利をここで処理していただくような条件づくりをしていくということが必要ではないかと思っております。

そういう意味で、こういう条件整備に向けて関係者の方々の御努力を期待するとともに、私どもとしてもそれを支援し、それらがうまく適切に対処できるということになりますれば、附則五条の二を廃止するということではできないのではないかと考えているところでございます。

○馳浩君 まさしく私のお願いというか期待したとおりのお答えで、早く条件整備を進めて保護されるようにお願いを申し上げます。

続きまして、附則十四条について質問いたします。

これも、本来著作権の演奏権の侵害となる音楽著作物を吹き込んだレコードを勝手に流す行為が、附則十四条により当分の間ダンスホール等での演奏を除いて自由となっている問題であります。「当分の間」というのはよく附則に出てまいりますが、既に二十五年経過しております。これも廃止すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小野元之君) この附則十四条の方も、御指摘ございましたように「当分の間」ということでございます。これは、この現行法ができた時点でこういったレコードやCD等を再生するといった場合に、音楽喫茶やダンスホールなどの特定の利用形態以外のところについては当分の間演奏権が働かない、自由にそういったものを流してもいいということになっておるわけでございます。

御指摘ございましたように、「当分の間」という規定でございます。この規定はそもそも経過措置でございますので、私どもとしても、近年特に著作権保護意識が高まっておるということもございまして、それから有線音楽放送などが普及してきたということもございまして、いわゆるレコード、CD等の再生演奏がそういう意味では少なくなっておるということで、社会的な影響というものもこの法律が立法された当時に比べましたら軽くなっておるというふうな考えでおるわけでございます。

そういったことを踏まえまして、著作権審議会におきましていろいろ御検討いただいたわけでございますけれども、審議会の第一小委員会、平成八年九月、ことしの九月に経過報告をいただいておりますわけでございますが、現時点においては附則十四条の廃止によりまして影響を受ける利用者団体の理解がまだまだ不十分である、もともととさらに広報活動をきちんとしていくことが必要だというのが一つでございます。

それからもう一つは、廃止後の円滑な権利処理ルールを整備していくという意味で、その点での具体的な対策が必要である、こういったことを審議会でも御指摘をいただいておりますのでございまして、私どもとしては、その審議会の第一小委員会の報告を受けとめながら、しかしながらできるだけ早期にこういった条件を整備して廃止する方向に向けて今後とも積極的に対応してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、例えば百貨店でございましてとか銀行でございましてとか、幅広くこういったものを利用されておる方々に理解を求め、そして合理的な使用料の徴収システムを築いていくということ、先ほどの五条の二とやや似ているのでございますけれども、そういった条件整備を進めていくということも必要だと思っております。この点につきましても検討をしてまいりたいというふうな考えでおるところでございます。

○馳浩君 よろしく願います。

次に、マルチメディア時代への対応ということでの質問をさせていただきます。

マルチメディア時代を迎えて、メディアごとに著作権、著作隣接権を個別にクリアしては手続が煩雑になりコスト高になりかねません。そこで、通産省は知的財産研究所の報告にもあるように、権利の集中処理システムであるデジタル情報センター構想を推進しています。この点、文化庁も著作権審議会マルチメディア小委員会を通じて同様な機構の設立を提唱しておられます。両機構の違いというものを明らかにしてください。

さらに、既に発表されておる通産省の提案についてどう考えておられるのか、わかりやすく言えば、通産省で文化庁と同じようなことをしようとしているんですか、違いがあれば教えてくださいたいということでもあります。

○政府委員(小野元之君) お話がございました通産省のデジタル情報センター構想の關係でございますけれども、これは既存の著作物についての権利情報と、それから権利そのものも集中的に管理する機関といたしまして権利の集中管理体制をつくるべきだという御提案をいただいております。それは、著作物のデジタル化やデジタル化した著作物の利用許諾の仲介を行う機構としてそういったものを提唱するというところでございます。お話しございましたように、私も文化庁の著作権審議会におきましてマルチメディア小委員会が平成五年に提唱しておるわけでございますけれども、著作権権利情報集中機構、JCIISと書いておられますけれども、これを提言いたしております。これは通産省の御提言と違いますが、こちらはJCIISの方は権利情報一つの窓口で提供するためのシステムでございます。権利情報をきちんとしていくことで最終的には権利を集約的に管理できるような、うまく円滑な利用ができるようなそういったものを目指したいというところを考慮しておるわけでございます。

私どものマルチメディア小委員会におきまして

は、こういった権利の所在情報をきちんと把握をしていく、そうしなければ利用者が権利者を探す手間が省けるわけでございます。そして許諾手続の簡素化にもつながっていくということで、とりあえずこの著作権権利情報集中機構をつくりたいというところで今さまざまな研究をさせていただいております。

いずれにいたしましても、こういったシステムをつくる、そして権利の集中管理の制度全体のあり方を検討していくということが私も必要だと考えておまして、JCIISの設立に向けた調査研究、あるいはさらに一歩進んで集中管理制度全体のあり方についても検討していきたいというふうなところでございまして。

○馳浩君 通産省と十分連携をとりながらぜひ進めていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○林久美子君 平成会の林久美子こと但馬久美でございます。

きょうはNHKさんも、そしてまた公取さんも来ていただきました。本当にお忙しいところありがとうございます。

では、質問させていただきます。

馳議員と少しダブリますが、また違った角度からお答え願いたいと思っております。

まず、文部大臣にお尋ねいたします。

著作隣接権の今回の改正は平成六年の十二月十四日、一九七一年の一月一日から五十年間、実演したものを保護すると改正し、その発効日が平成八年の一月一日でありました。しかし、その後

の米国やEC、それからまたWTO、世界貿易機構ですね、それへの提訴、そしてそれに関連しての橋本総理の発言等があり、諸外国の慣例に従って五十年の適及改正を行おうとしております。なぜこんなに急がれるのか、その理由をお聞かせください。

レコード及び放送については、現行法の施行日以降、つまり昭和四十六年の一月一日以降に行われた実演等を保護の対象としたところであり、また、他の先進諸国においては、五十年前までに行われた実演等を保護する国が大勢を占めるということになっております。

これは解釈の違いがあるわけですが、米国及びECは、我が国の条約解釈が不適切であるということと現在WTOに提訴しているという状況であって、一刻も早い法改正を求めています。現時点においてもなおWTOへの提訴が取り下げられておらず、早急な対応が求められている、こういうことで、平成六年の法改正が本年一月一日から施行されたばかりではありますけれども、こうした国際的調和を進めるために、他の先進諸国と同様に五十年前のものまで保護対象を拡大する法改正を早急に行う必要があると考えております。

この分野は非常に日進月歩で事態が進んでいる分野でありますので、御指摘のように、法改正をしてこしから実際に施行されたにもかかわらずまた法改正、何回も何回もおかしいではないかという御趣旨だと思っておりますが、私は一面やむを得ない点があると。むしろ、そういう国際的な状況とか国内の状況をならみ合わせて適時適切にやっていくことが必要であり、また、今回に限らず、これから以降もそういった事態が起こり得るということをお断りいたします。

○林久美子君 この点はもうきょう通つてしまうということですので。

でも、やはり国際調和をとるためにはそういう法改正も必要でありますけれども、今現在割とアメリカとかそういうところからの逆に突き上げで動いていく部分というのがよく見えるんですね。そういう部分で少し質問させていただいたんですけれども、やはりこういうところをちょっと細かくまた見ていきたいと思っております。

○国務大臣(小杉隆君) ちょっと。これは決して外圧に屈して決めたということではなくて、そういう世界の情勢とかあるいは周囲の状況を見きわ

めた上で、我が国として必要だということと主体的に判断をしたんだというふうに御理解いただきたいと思っております。

○林久美子君 どうもありがとうございます。それでは、文化庁次長にお伺いいたします。今回の法改正の施行日はいつになるのか。改正案では「公布の日から起算して三月を超えない」ことになっておりますが、前回の改正では一年以上有効期間をとっております。なぜ三月以内なのか、この合理的根拠はどこにあるのかお知らせください。

○政府委員(小野元之君) 今回、法改正を臨時国会でお願いしております、そしてもしお認めいただきますれば、三月月以内に政令で定める日から施行するというところでございまして、一応三月月以内ということを決めさせていただいております。

これは、確かに御指摘ございましたように、過去に著作権法の改正、さまざまな施行期日がございました。四月月でございましてとか六月月、八月月、七月月、一年、五月月、さまざまなものがあるわけでございますが、三月月というのは非常に短くございまして。

この点は、大臣からも御答弁申し上げましたように、著作隣接権の保護対象となつておりますWTO加盟国に係りますレコード等の対象範囲を今回拡大したわけでございまして、先進国がほとんど五十年まで適及的拡大しておるという中で、現実には日本の中でいわゆる廉価盤のCD等が売られておる状況があるわけでございます。こういった点について、アメリカやECからWTO提訴、そして速やかなる法改正をしてほしいという御要望もいただいております。そういった国際的調和を図るという観点、そして日本が著作権の先進国の一員として、条約解釈上の問題は別にいたしまして、政策判断として今回五十年前までさかのぼるということを決めたわけ

でございます。そういったものを臨時国会で、非常に期間の短

い国会にお願いしておりますこと自体が速やかな施行をしたいという気持ちがあるわけでございまして、速やかにお認めをいただきますれば、私どもとしては三カ月以内にできるだけ早い機会に施行したいと思っております。

ただし、これは新しく制度が変わるわけでございまして、当然その改正内容をいろんな方に周知をしていく、円滑な秩序を築いていくために皆様方に御理解をいただくという期間も必要でございまして、そのために一定の期間が必要ですから一応三カ月ということをお考えくださる所でございまして。

○林久美子君 じゃ、ちょっと確認させていただきますけれども、廉価盤のCDを製造している業者の方々は在庫を抱えて発効日の行方について大変心配しています。その発効日までに製造したものは販売できるのでしょうか。また、この不況時で中小業者の倒産のないようにしてあげたいと思いますし、またこの廉価盤のCDのファンの方、またあらゆる消費者の方々を考慮していただきたいと思っておりますけれども、どうお考えでしょうか。

○政府委員(小野元之君) お話しございました廉価盤のCDは、現在適法に発行されておるわけでございまして。これに対して、アメリカ等はこの法律が改正されれば一定の期間を置いた後にはもう売れなくしてほしい、在庫についても売ることを禁止してほしいという御要請もあつたわけでございまして。この点につきましては、私どもとしては、現行法上合法的に作製されているものをこの法改正があつたからといって将来売れなくするというのは、やはり著作権の原則あるいは民事法の原則からいって無理だということその点はお断りをしておるわけでございまして。

そういう意味におきまして、この法律がお認めいただきまして施行された後になりましたら、現在在庫をお持ちになっております廉価盤CDは、新しくそれをプレスするということはできなくなりますが、今持っていっぱしやるものにつ

いては引き続き販売するということはできるものでございまして。

○林久美子君 その点に関してぜひよろしくお願いいたします。

ちょっと観点を覚えてお伺いいたします。私は、アーティストなくしてレコード会社や消費者が存在するわけではないと思います。すぐれた実演者がいて初めてレコード会社やファンが生まれてくると思います。また、生計のために副業、アルバイトに明け暮れては、すぐれたアーティストが生まれません。私はこのようなことを思い合わせて、もつときちっとアーティストを保護してあげるべきだと思います。今後、そういうアーティストに対して文部大臣としてはどういうお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○国務大臣(小杉隆君) 二十一世紀に向けて我が国の芸術水準を高めていくためには、今御指摘のように、次代を担うアーティストを育成していくということは極めて重要だと思ひます。

文化庁でもアーティストの支援としていろいろなことをやっているんですが、例えば芸術団体が行う人材養成事業に対する支援とかあるいは若手芸術家に海外での研修機会を提供する芸術家研修、正確に言うところ芸術家在外研修事業というのを年に七十八人ほど派遣しておりますし、また若手芸術家に国内での研修機会を提供する芸術インターンシップという制度もあります。これは年に六十四人ほど実施しております、いろいろな形でそういった事業をやっております。

今後とも、芸術、文化の振興を図る上で重要な役割を果たすアーティストの育成のために施策を一層充実してまいりたいと思っております。

○林久美子君 どうぞよろしくお願い申し上げます。私も舞台を踏んできた人間といたしまして、まだまだ隔れた本場にすばらしいアーティストがたくさんいるということで、私もまたそういう意味では本場に力になっていきたいと思っておりますので、またお世話になりますけれどもよろしくお願

いいたします。

著作隣接権は、実演者が生存しても五十年たてばその権利保護はなくなってしまう。著作権審議会では、著作隣接権の保護期間の七十年説も検討していると漏れ聞いております。この点とあわせて、他の著作権と同様、実演者の死後の権利保護についてどのように検討されているのか。これは先ほどの話とちょっとダブっておりますけれども、お聞かせください。

○政府委員(小野元之君) 著作権につきましては、個人が例えば原則としてある創作物をつくられてその権利を持たれるということでございますから、その死後五十年ということが当然考えられるわけでございまして、著作隣接権につきましても、これは実演家はもちろん個人もいらつしやいますけれども団体の方もたくさんいらつしやうわけでございまして、それからレコード製作者等の権利等もございまして、これをすべていわゆる自然人の死後何年というふうに決めるのは私は非常に難しいと思っております。

先生お話しございました、著作権自体を五十年を七十年に検討するということもどうかというところでございまして。

この点につきましても、先進国ではECにおきましてその保護期間を七十年にまで延長するためディレクティブというのが採択されておるわけでございまして。先進国では七十年というところもかなりふえてきておるわけでございまして。私どもといたしましては、実はこの著作権全体を五十年を七十年にするということでもさまざまな検討を続けてまいりました。今後も続けていきたいと思っております。

それは、やはり権利を保護するという関係で権利者の権利をできるだけ長くするというのも一つの大事な考え方でございますし、一方でそれを利用する方々の立場といえますが利用者側のことも考えなければいけないわけでございまして、この問題についてはそれぞれのお立場の御意見を聞いた上で慎重に対応してまいりたいというふうに考

えておるところでございます。

○林久美子君 廉価盤のCDの人気の秘密は、文字どおり価格の安さにあると思ひます。なぜレコード協会所属の販売店のCDが高いのか。内外価格差もあります。これはどのような理由によるものか、まず文化庁の御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(小野元之君) お話しございました。いわゆる今回隣接権の問題になっております廉価盤CDは、著作隣接権関係の料金をもお払いになっていないから安いことが一つあるわけでございまして、その問題は置いておきまして、一般的にCDの外国のものと日本のものというところでお答えをさせていただきます。

まず一つは、例えば洋盤の関係でございますけれども、同じCDで輸入盤と国内生産のものとの価格が大きく違うではないかと御指摘はよくいただいております。

この点は、まず一つは、同じ曲が中身でございますけれども、国内生産盤をつくる場合には生産数が少ないという点がございまして。もちろん日本語圏を対象にして発売するものと、例えば英語、フランス語、ドイツ語等で書いてあるものは世界全般に売るといふことを前提に考えておりますから、まず一つは生産の数が少ないという点がございまして。それから二つ目は、特に日本語の訳をつける、あるいは歌詞カードをつけたたり解説書をつける、こういったことは一般の輸入盤にはない付加価値がついておるわけでございまして、そういった意味では価格差が出ておるというのは事実でございます。

経済企画庁の調査によりますと、昨年の十一月時点でのCDの価格が、東京が一〇〇といひますればニューヨークは六十一だといふふうに聞いておるところでございます。

ただ、この点につきましましては、我が国のCDはアルバムの数からいひましても発売件数自体はアメリカの三倍、約一万五千点発売されておるわけでございまして、そういう意味で多種多様なCD

が現在日本のレコード会社からは出されているということも事実だろうと思うのでございます。

○林久美子君 どうもありがとうございます。この点について、公正取引委員会はこの実態調査をおやりになっていらっしゃると思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○説明員(和泉澤衛君) 公正取引委員会では、現在、再販売価格維持の適用除外が認められる著作物、これには書籍、雑誌、新聞、音楽用CDなどございまして、その取り扱いにつきましては幅広い観点から総合的な検討を行っているところでございます。

その一環といたしまして、各品目ごとに流通実態調査を行っております。昨年の七月にその流通実態調査報告書を公表しているところでございます。

今お尋ねの点につきましては、レコード盤あるいは音楽用CDの流通実態調査報告書におきまして、これは通産省さんが平成六年六月に公表してございまして、消費財に関する内外価格調査といったところの資料に基づきまして、我が国の音楽用CDの価格でございまして、米国の比に比べて一割から三割程度高い水準、またヨーロッパ、欧州に比べて、品目によって若干の差異はございますけれども、一割から二割程度高い水準にあるということが報告されているところでございます。

○林久美子君 どうもありがとうございます。さらに公取さんにお伺いいたしますけれども、音楽用CDの独禁法の除外の再販、この見直しについては現在どのように進んでいるのかお聞かせください。

○説明員(和泉澤衛君) ただいまお尋ねの再販適用除外が認められる著作物の取り扱いということにつきましては、公正取引委員会は平成四年の四月に、その取り扱いを明確化するためには法的安定性の観点から見まして立法措置によることが妥当であるという見解を公表いたしまして、幅広い観点から総合的な検討に着手したわけでござい

す。

その一環といたしまして、学識経験者から成ります再販問題検討小委員会といったところで、主に理論的側面から検討をお願いしまして、昨年七月にその中間報告というものが公表されております。この中間報告公表の後に国民各層から非常に多数の意見が寄せられたところでございます。現在、関係業界からヒアリングや意見聴取を行いまして、また関係業界の取引慣行、取引実態なども踏まえまして、この問題に関する論点というのを整理しているところでございます。

今後、それらの論点を中心といたしまして、学識経験者から成ります政府規制等と競争政策に関する研究会というところにおきまして御検討をいただくこととしてございます。その検討結果を踏まえまして、公正取引委員会として精力的に検討を行いまして、平成十年三月末までに公正取引委員会としてのこの取り扱いの結論というのを得る予定でございまして。

○林久美子君 どうもありがとうございます。それでは、写真の著作物の取り扱い、この別扱いの理由についてお伺いいたします。

写真の皆さんは、他の著作物、いわゆる文芸、学術、美術、音楽と同様に保護期間の遡及を認めていただきたいたと要望されております。もうこれは先ほど質問が出ておりますけれども、この点、なぜ写真についてはコースが長く別扱いにされてきたのか、文化庁の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(小野元之君) 先ほど来この問題で御質問をいただいているわけでございますけれども、ほかの著作物、例えば書籍等と違ってなぜ写真が異なる取り扱いだったのかという御質問でございます。

現行の著作物の保護期間につきましては、写真につきましても従来から保護期間が短かったという経緯があるわけでございます。それらの理由をいたしましては、かつてやはり著作者名の表示を欠く例が多かった。最近では氏名

表示率が非常に高くなっておりますけれども、かつては著作者名の表示を欠く場合が非常に多かった。そして、その写真の著作物をなかなか特定することが難しかったという点がございまして。それから、世界各国におきましても、写真の著作物の保護期間というのは公表時をもとに起算するというのが多数であったという状況がございまして。それから条約上も、例えばベルヌ条約でございまして創作後二十五年、万国著作権条約上は十年の保護期間で足りるというふうにされていたというところもございまして。こういった過去の経緯等がございまして、従来、一般の著作物と違って公表後五十年までというふうにされておったところでございまして。

○林久美子君 ありがとうございます。

写真もいろいろ見せていただいたんですけれども、本当に最近随分芸術的に変わってきている部分というのがあつたんですね。それで、この間の写真集を見せていただいて、やはりその中には本心に心ある、そしてまた、その写した側の生命という魂というか、そういうものを本心に描写されている。それはもう、絵画と比べるものではないと思えますけれども、でもそれぐらいのやはり貴重価値、そしてまた文化遺産であると思えますので、写真の芸術性というものを対してもう少し意識を持っていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それでは、きょうはお忙しいところNHKさんに来ていただいておまして、ソフトの製作や流通についての著作権の取り扱いにどう取り組まれているのかをお尋ねいたします。

来年の秋には第二国立劇場がオープンいたし、こけら落としにオペラ忠臣蔵が上演されると聞いております。町は通称オペラシティと呼ばれる、国がオペラ振興に積極的に取り組んでいただくことは大変うれしく思っております。直接オペラに触れることができない方々には、NHKなどの放送でその普及に努めていかれることと思っております。

ただ、特にオペラの著作権の問題は、出演者が多く難しい問題が山積していると聞いております。

そこで、NHKにお尋ねいたしますが、この秋にCSデジタル放送がスタートしました。国民の皆様がこの芸術文化を初めとするさまざまな番組に接する機会をいただいたということは本当に喜ばしいこととございまして。しかし、CSデジタル放送などが健全に発展していくためには、良質なソフトの流通は欠かせません。言うなればCS放送界はもうのどから手が出るほど良質なソフトが欲しいわけですね。

そこで、オペラの普及やCS放送の育成を含めて、ソフトの製作や流通のために著作権についてどのように取り組んでおられるか、お伺いしたいと思っております。

○参考人(齋藤隆君) 私どもNHKは、今さまざまな分野の放送をしておりますけれども、全体の調和とバランスをとりながら放送をしているという現状でございまして。今お話ししたオペラを含むクラシック番組等につきましても、広くクラシックファンの方々の御要望におこたえすると同時に、芸術文化の向上発展に資するという意味で、随時すぐれた演奏等につきましましては番組で取り上げさせていただきますというところでございまして。

今、CSデジタルとの関連でお尋ねでございますが、CSデジタルの普及に伴ってNHKにいろいろなソフトをぜひ提供してほしいというお話は随分最近ふえております。これにどういふふうに対応するかということは今慎重に検討はしておりますけれども、基本的に二点、私どもとして今考えながら慎重に対応しているというのが現状でございます。

一点は、平成九年度から私どもは総合テレビで二十四時間放送を予定しております。そういう意味ではNHKみずからソフトをきっちり確保するという必要がございまして。それからもう一点は、本格的な多チャンネル時代を迎えようとしている中で、良質なソフトをめぐるいわゆる獲得戦

争、ソフトの獲得競争が非常に激しくなってきたとあります。そういう中で、NHKとしても自前のソフトを確保しておく必要がある、こういう一点からCSへのソフト提供については慎重に判断をしようとしております。

ただ、NHKとして、受信料を財源としながらNHKが製作したソフトそのものは、国民の財産という一面がございますから、そういう意味では社会還元という意味合いで、こういったCSデジタルチャンネルの事業展開の推移を見守りながら、我々としては今後さらに検討を続けたいというふうに思っております。

それから、オペラ等のソフトの著作権に関連してですが、新たに著作権が施行後五十年間さかのぼるといふことから、私どもが放送に関してこれに対応する年数が今から約倍になるという意味ではいろんな影響がございます。ございまして、オペラの上演の録音、録画した放送番組等について、まず実演者にリビートの放送料あるいは商業用レコードの二次使用料を払う、あるいはレコードの製作者に商業用レコードの二次使用料をさらに支払うということが新たに生じてまいります。ただ、実演者にリビートの放送料を支払うといつても、実際にVTR等が広く普及してきたのはここ三十年ぐらいの話でございますから、いわゆる適用範囲が拡大されたからといって急に私どもの負担がふえたりということはないと思います。それから、レコード等の二次使用に関しては、いわゆるランケット契約といまして一括してこれはレコード協会等に払っておりますので、拡大したことですぐ著作権料の負担がふえるということはないと思います。

オペラ等のビッグイベントの放送については、こういった著作権法の規定とは別に、個々のケースでさまざまな放送に際しての権利関係を個々の契約でクリアにして放送しておりますので、そういった意味では今回の法改正が直接的な形でどう影響するかというのには申し上げにくいところがございます。

○林久美子君 もう時間が参りましたので、どうぞ、NHKさんは本当にすばらしいオペラのそういうビデオテープを所蔵していらつしやいますし、もつと民間といふ流通をなさって国民にいいものを見せてあげてください。どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。
○山本正和君 十年ぶりに文教委員会へ質問をさせてもらうわけですが、達人の文部大臣がお見えでございますので、ひとつ初めに、著作権法、このことについての私の考え方を申し上げて、大臣の御見解をまず承っておきたいと思っております。

たしか、これは昭和三十年代の後半から四十年代にかけて、当時、佐野文一郎さんが著作権課長で苦勞されて、後の文化庁長官、事務次官になった人ですけれども、随分苦勞だったと。それは、我が国にいよいよ著作権といふことについての考え方がすっかりなかった、なかったという言い方はおかしいが、希薄であつたということ、大変な苦勞をされたということ、これは聞いておるわけです。その後もずっと続いてたび重なる著作権法の改正がされてきてまして、今度の法改正はかなり芸術家の方たち、製作者の方たちのお気持ちを満足するところまでは来たとありますが、まだいろんな問題が残っている。

そこで、私が思うのは、これは本来今のこういう世の中であれば、本当に自分の心も体も尽くして一生懸命いろいろなものをつくった、しかもそれは芸術の分野である、あるいはまた日本の文化に大きく貢献するものであるというふうなものであつても、営利といふことのために使おうとしたらいろんな使い方ができる。そうすると、著作権者の意思を無視した形でやられた場合にどうなるのか、またその人たちの保護することによって文化といふものをきちんと発展させていきたい、こういう趣旨から著作権法といふものが我が国でも議論されて生まれてきた。また、世界各国もそういう歴史だろうというふうに思うんですが、どうで

しょう、私の認識と大臣の御認識とかがなものとと思ひまして、ちょっとまずお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(小杉隆君) 先生御指摘のとおり、従来どうも著作権あるいは特許権といふような知的所有権に対する意識といふのが必ずしも高くはなかったと思ひます。今、国際的にも、WTOにおきましてもあるいはその他の外交の場におきまして、これが一つの大きな外交問題であり貿易問題ともなつてきておりました。アメリカあるいはヨーロッパなどと比べて、日本はまだそういう著作権保護の意識といふものが希薄であつたといふふうに私は率直に申さざるを得ないと思ひます。

これからマルチメディアの分野がどんどん発展していくにつれて、そうしてせっかく苦勞された実演者とか創作者とかそういう方々の権利を守つていくといふことは非常に重要であると思ひます。し、今ちょうどその過渡期だと思つております。今回の改正あるいは前回の改正を通じて、かなりそういった面の進歩は見られたといふふうに考えております。

○山本正和君 そこで、文化庁の方にお伺ひしますが、実演家及びレコード製作者の権利の保護に関する条約といふのが今議論されておる。この条約案が国際的にどういふような格好で大体いつごろ、聞くところによると来年六月までだといふような話もあるし、かなり進んでいるといふ話もあります。この状況はどうでしょうか。

○政府委員(小野元之君) 先ほど来御答弁申し上げておりますように、今WIPOで三つの新しい条約案が検討されておるわけでございまして。この条約がいつまでに作成されるかといふことについては、これはそれぞれ各国の意見がございまして、議長を中心としてそれらの意見が取りまとめられて条約案がつくられるという過程で、今まさにその審議が行われている段階でございまして、いづつとはなかなか申し上げられないわけでございまして。

私ども文化庁といたしましては、先ほど来お話が出ておりますように、実演家等の権利の保護について、この新しい条約の中で望ましい方向に行くように、私どもとしても担当官を派遣して今鋭意努力をしておりますのでございまして。

○山本正和君 いや、努力していただいているのは私も聞いておるんですが、条約の見直し、困難かもしれないけれども、でも遅くとも、まあ大体国際的に言われておるのは、私の方で六月にはといふのは聞いておるんですが、その辺はどうですか。

○政府委員(小野元之君) 遅くとも六月ごろになればいいと思つておりますし、そうなるのではないかと一貫した気持ちで持っておりますのでございまして、いづれにいたしまして、各国が意見を出し合うということになりますので、確定的なことは申し上げられないことは御理解いただきたいと思います。

○山本正和君 そこで、実は橋本総理が森繁さんとお会いになったり、また音楽議員連盟が櫻内会長初め皆さんがいろいろこの種の問題を議論して御苦勞いただいているわけですが、どうも先ほどの馳委員、林委員の御答弁の中にもあつたんですが、ちょっと印象として国際条約待ちというふうな懸念がしてならないんです。ですから、やっぱり我が国としても、特にこの場合は実演家の方々の権利の問題ですが、そういう観点から、国内法を我が国はほとんど準備していきまして、やっていきますよといふふうなことがあれば大変心強いんですけれども、その辺についてはいかがでございますか。

○政府委員(小野元之君) 先生御指摘でございます。実演家の方々の恐らく映画等の二次利用に関する権利の問題を御指摘だと思つてございまして。お話にもございましたように、森繁先生たちが総理にも御陳情されました。その中身としては、現在WIPOで検討されております隣接権関連条約の中で、映画に固定された実演についてもその

後の利用やあるいは改変等について実演家に権利を与えてほしいということで御陳情いただいたわけでございます。

これに対して総理の方も、映画が円滑に利用される中で実演家の方々の権利が適切に保護される仕組み、こういったものについてはWIPOでも検討されているようなので、我が国としてどういう貢献ができるか、それぞれの省庁に検討してほしいというふうに考えているということをおっしゃったわけでございます。

私どももいたしましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、WIPOの新条約の中で日本としての意見を今申し上げておるところでございますが、先生御指摘ございました、それはそれとして置いておいて日本が単独で直ちに国内法改正を検討してはどうかという点でございますけれども、やはりこれは、映画会社、映画監督、それから実演家等それぞれのお立場があるわけでございますまして、そういった方々の円滑な関係といえますが適切な関係を見出して、そういった中で実演家等の権利をさらに今よりもっと進んだものにしていくという方向で私ども文化庁としては考えていかなければいけないと思っておるわけでございます。

現時点におきまして、私どもとしてはマルチメディア小委員会、著作権審議会の中で御検討いただいているわけでございます、それらの問題を含め引き続き私どもとしては検討していきたいというふうな考えておるところでございます。

○山本正和君 今の次長の御答弁で私はちょっと気になるわけなんです。というのは、確かに各関係団体との利害調整ということは行政機関としてはやらざるを得ないわけですが、その軸足をどこに置くかということがあるんです。

ですから、冒頭に私の方から見解を申し上げて大臣からもお答えいただいたような立場、要するに、正直に言いますけれども、最近のテレビを見ておって、民間のテレビですよ、私はもう腹が立って仕方ないんです。あれはもう日本人がだめ

になるという気がして仕方ないんです。むちゃくちゃなものが随分ありますね、いい部分もありまされども。結局、どうしてもああいうことをやれば、マルチメディアというのは視聴者中心、利益中心になりますからね。それをどこでストップをかけるかといったら、やっぱりこれはストップをかける行政の立場というのがあると思うんです。ですから、今のこの条約の議論も国際的にもそういう議論をされていると思うけれども、やっぱり国内で考えるときに、今の利害調整の中でも特に芸術家のあるいは製作者の心を大事にしながら取り組んでいくんだ、こういう立場でこれはやっていただきたいと思いますが、大臣ひとつ。

○国務大臣(小杉隆君) 利害関係者はたくさんあるわけですが、やはり同じテーブルに並んだ場合には力の強弱というのがあると思うんです。私は、その力の弱い側の人というものをかなりの配慮しながら調整していかなければ、どうしても力の強い者が勝つ、こういうことになっては困るので、そういう軸足というかスタンスでいくべきだと思っております。この点は、審議会においても十分そういったことを踏まえてやっていただきたいなと希望しております。

それから、テレビ等の社会に与える影響、これは非常に大きいものがあります。先日、私はマルチメディアの方々とお会いしたときに、特に子供、教育の面でもマルチメディアの役割というものを十分自覚してやってほしい、こういう要望をいたしておきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本正和君 ぜひひとつ大臣のそういう御決意でお取り組みをいただきたいと思います。

実は、写真の問題も先ほどから文化庁の見解をずっと聞いておりますが、今日こうなっていたという経緯については理解できるわけです。しかし現実問題として、週及するということを含めた検討、これをどうしても検討の課題にきちんと位置づけてやっていただく必要があると私は思うんです。いろんな経過があつて今日こうなっています

ということについてはよくわかるんです。しかし課題として、週及の問題というものをこれはもう無視して議論ということにはやっぱりならぬだろうと、要するに作品の尊重という著作権の趣旨からいって。

したがって、これは当然検討されるものと考えますが、その点いかがですか、文化庁の方は。

○政府委員(小野元之君) 先ほど来御議論いただいているわけでございますけれども、写真の問題につきましては、確かに過去において保護期間が製作後十年ということで大変短かったということが今回の議論の根っこになっていると思うのでございます。

そういったことも十分踏まえながら、先生御指摘いただきましたように、私どもも今後国際的な動向にも配慮しながら、写真家協会の御意見にも十分耳を傾けながら検討してまいりたいということとを申し上げているわけでございますが、その検討の中には先生御指摘いただきましたように、今回の週及できないわけでございますけれども、当然将来そういった週及の問題も含めて誠意を持って検討していくということで私どもは今の立場を申し上げたいと思うのでございます。

○山本正和君 それでは私は時間が来たので終わりますが、大臣にちょっと法律とは離れますがお願いをしておきたいのは、本日文教の理事会で請願の採択をみんな議論したわけでありまして、義務教育費の国庫負担というのは我が国教育の基本である、それで各党全会一致で堅持を強く要請しております、これから予算の確定に入りますが、大臣、ひとつ何としてもこの問題は頑張り抜いていただきますように要望いたします。もし御決意があれば一言お聞きして終わりたいと思います。

○国務大臣(小杉隆君) 危機的な財政状況の中で聖域は設けられない、こういう政府の方針であります。が、今申されたとおり職員の配置改善計画、これはもう計画に沿って着々と進んでおります、これはやはり国の礎となるべき教員の問題でありますので、私どもは一生懸命、この制度の根幹については堅持をするように努力をしたいと思っております。

○山本正和君 ありがとうございます。終わります。

○阿部幸代君 私写真の著作物について週及保護措置がとられるべきではないかと思っております、幾つか質問します。

同一人のとりわけ現在活躍中の写真家の写真であつても、一九五七年一月一日より前の写真の著作権がないというのは大変な矛盾です。そして、この矛盾の発端というのが一八九九年、明治三十二年制定の旧著作権法時代の保護期間が発行後十年であり、この法が一九七〇年、新法制定まで七十年近く続いたところにあります。途中一九六七年に暫定延長措置が十三年にとられました、遅きに過ぎたわけですが、ほぼ七十年間もたつてしまったわけですね。

旧著作権法がベルヌ条約加盟を機に制定されたことを思えば、せめてこの条約がうたう保護期間二十五年が諸外国並みにもっと早く日本でも実施されていれば今日の矛盾は生まれなかっただろう、こういう写真家の指摘は理解できるんじゃないでしょうか。余り難しく答ええないで素直にお答えいただきたいと思います。大臣。

○国務大臣(小杉隆君) 過去のいろいろ経過がありまして、今直ちに要望にこたえ得ないという点があると思いますが、先ほど来申し上げているようにいろいろ状況がありますので、ぜひ過去の経緯を踏まえて現状を御理解いただきたいと思います。

○阿部幸代君 一九五六年以前の写真がいれば著作権の命が切れているわけなんですけれども、ちなみに写真の著作権の保護期間が一九五六年に世界ではどうだったかと調べてみますと、十年というのは旧ソ連とかいわゆる東欧諸国なんです、あとはほとんど二十年とか二十五年とか五十年とか、永久というものもありました、五十六年時点です。ですから、日本はいわば世界の最低基準に合

わけてそれが戦後長く続けられたということなんです。この歴史事実をやはり重く受けとめて、写真家たちの要望にこたえていくべきだというふうに思います。

次に移りますが、写真の筆頭ユーザーである出版界と写真家との間では、実は旧法を機械的に当てはめず、保護期間が切れたものでも印税などが支払われてきているんだそうです。外国人の作品についても同様だそうです。しかし、このことをもって、だから適及措置の必要がないということとは言えないわけです。

というのは、良識的な慣行にはそれ相応の背景、理由があって、写真集の写真的場合、コピーでは不鮮明で使用にたえない。そのために、実際には出版社が写真家に写真原稿の依頼に来るんだそうです。つまり、フィルムから現像してオリジナルな写真をつくって写真集に使うんだそうです。ところが、デジタルカメラの使用はこうした従来の慣行を不要なものにしてしまっています。つまり、フィルムから現像しなくてもいわばコピーで済んでしまうわけなんです。ニューメディアの新しいユーザーたちに今までの出版界のような良識を期待することはできないだろう、こういう切迫感からも適及措置をとるという声が出てくるんです。これも理解できるんです。

これも難しく考えないで素直にお答えいただきたいと思うんですが、大臣。
○国務大臣(小杉隆男) 過去の経過の中で、一回権利が消滅した写真を今度は直ちに有料にするということについては、その写真をデータベースの中に組み込んだりあるいはライブラリーの中に置いてあったり、もういろいろ利用関係に大変な混乱を起こすということで、復活をさせるということについてはやはりもう少し私は時間がかかるんじゃないかということをはっきり理解していただきたいと思えます。それから、著作権審議会なんかも復活に対しては反対意見の方が大勢を占めている、こういう現状であります。

しかしそうはいっても、いろいろ私どもも広く

意見を徴し、また世界の動向等も勘案しながらできるだけいい方向にいきたい、こう考えております。

○阿部幸代君 東京都写真美術館というのがあります。ぜひ大臣に見ていただきたいというふうに思っていますけれども、最近行きましたところ、世界的なフォトジャーナリストであり第二次大戦中の沖縄の写真とか水俣病の写真とか有名な、日本に大変縁の深いユージン・スミス氏の写真展が行われていました。彼の言葉に、「カメラはものを見、かつ考える人間の道具である。人間の支配を受けず、また人間の力を借りないで写された写真を、私はまだ見たことがないのだ。」これは一九六二年、アサヒカメラ誌上で掲載された氏の言葉ですが、写真という著作物の価値の大きさを語っていると思います。

その価値を認めるからこそ、著作物の死後五十年という保護期間が今回の法改正でしたためられようとしているのだと思うんですけれども、外国の写真家から、日本では写真の著作権が一九五七年一月一日以前の写真にはない、こういう矛盾を指摘され、トラブルが起こったらどうするんでしょうか。

要するに、問題は政治的決断の問題だと思うんです。レコードについて適及措置という政治的決断ができたわけですから、写真の著作権の問題についてもその適及措置の政治的決断をするかどうか、このことがやっぱり問われているのだと思うんです。デジタル化、ネットワーク時代の写真の著作物の著作権保護のさまざまな検討の中に適及措置を盛り込むという決意を改めて大臣にお願いしたいんです。

○国務大臣(小杉隆男) 文部大臣がすべて権力を振るえるという体制の日本ではありませんで、やっぱり著作権審議会等のさまざまな各分野の識見をよく聞きながら協議をして結論を出していく、こういう手だてを今までとっております。

今御指摘のように、デジタル時代を迎えまして、オリジナルの重要さというものはより一層よく

く理解できます。そういった御意見等も幅広く私ども吸収をして、著作権審議会でも十分に国際的な動向も踏まえた検討が行われていくべきものだというふうに考えております。

○阿部幸代君 ぜひ、適及保護措置についてもできるだけ早くというところ、このこと念を押して、次の質問に入ります。
私は映画が大好きなんです、写真も好きですが、日本映画の振興のために、俳優さんたちなど芸能関係者の権利の確立を願う立場から質問いたします。

十一月十一日だったと思いますが、協同組合日本俳優連合の皆さんが、文化立国の基礎をつくる国際条約の締結を目指して国会内で集会を開き、総理にも直接代表が要請をしています。私も、この集会に参加をして、俳優さんたちの生の声を聞き勉強させていただきました。中でも一番印象に残ったのは、河原さとし君が御存じ、こういうふうにある女優さんとおっしゃったんです。私にメイクが向けられましてびっくりしてしまっただけです。俳優さんたちが人間として認められていないんだということをこの方はおっしゃったんです。労働災害も認められないほど俳優の権利が未確立だということをおっしゃったんです。

映画、テレビ、舞台などの製作現場における芸能関係者の労働災害事故の深刻さは、十二月十二日の朝日新聞紙上でも紹介されています。映画製作のロケでカメラマンが連続徹夜に近い作業後に脳梗塞で死亡しても、また映画製作中、映画美術監督が道具屋選別中に墜落して頸椎骨折、意識はあるが全身麻痺、生涯寝たきりとなって労働災害が給付されないそうです。今係争中なんです。

雇用労働者でないから全部不支給というのが労働基準監督署の決定であり、芸能界では専門的、芸術的な能力発揮が特徴であり指揮監督下の労働ではないという労働者性を認めず、労働保険全部不支給というのが労災保険給付担当部署の決定だそうです。

こうした労働行政を改め、俳優、スタッフ等芸能関係者の労働者性を認めて、労災保険の適用を広げることを文化行政としても働きかけていくべきではないでしょうか。大臣に伺います。

○国務大臣(小杉隆男) 労働災害についての社会保障の問題については、一義的には労働省の所管の問題なんです。今御指摘のような問題もあって、私どもとしてもやはり実演家の身分が保障されるということとは文化政策上も大事なことでございますから、この点は労働省ともよく相談したいと思えます。また当該関係者の方々と労働行政に対するそういった要求もやっていただきたいと思っております。

○阿部幸代君 私は、芸能関係者の未権利状態の一つとして、俳優さんたちに映画の再利用報酬も二次使用料も支払われないという、この問題をとらえています。

日本映画が、九三年度ですが、年間ビデオカセットとして二百二十億円も販売され、NHK衛星放送で百本以上も放映されているというのに、俳優さんに一円も支払われない。これは庶民の感覚でいうと非常識なんです。文化立国の名において一日も早く是正されるべきだと思うんです。

そのためには、日本俳優連合の要求である映画界と興業界と公平な契約が結べるように、契約の立場でもいいんです。ただし公平な契約が結べるように、一方が不利にされていますから、俳優の名義、声望が守られる人格権を認め、現行著作権法の第九十一条第二項、第九十二条第二項二号口、これを撤廃するか、そうでなければ精神的、独創的な表現としての演技という著作の著作権という旧法の著作権思想をよみがえらせて、俳優を著作者とすべき認定するべきではないでしょうか。これもデジタル化、ネットワーク時代の人権問題として前向きの検討をぜひお願いしたいんですが、大臣、どうでしょうか。

○政府委員(小野元之君) お話しございました映画等におきます実演家等の権利の保護の問題でこ

ざいます。これは、先生のお話にもございましたように、映画会社と実演家との間の具体的な契約になるわけでございますけれども、現実の問題として実演家の方が立場が弱いといえますか、映画会社の方で二次使用料まで含めて契約をしてほしいということをおっしゃるのであれば今回の御出演は結構でございますということで断られてしまう可能性もあるわけでございます。

そういったこともございまして、実は文化庁におきましては、実演家と映画製作者との適正な関係のあり方につきまして、平成四年に二次利用に関する調査研究協議会も設けてきたわけでございます。約二十回いろいろ協議をしたわけでございますが、結果といたしましては、双方の意見に大きな隔たりがございましてまとまるに至っていないわけでございます。

そういったことも踏まえまして、私どももいたしましては、先般来お話がございまして、総理に対する御陳情もあつたわけでございますけれども、映画に固定された実演につきまして、その後の利用等について実演家に権利が与えられるように、文化庁といたしましてはWIPOの中で積極的な立場に立つて対応してあるわけでございます。

いずれにいたしましても、そういう国際的な動き、さらには国の中におきましては著作権審議会における御検討、そういったものを踏まえながら適切な形で実演家の権利が守られますように私どもとしても検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○阿部幸代君 終わります。

○伊藤基隆君 民主党・新緑風会の伊藤であります。

まず、著作権隣接権の問題が出てまいりまして、新聞その他でいろいろ報道がされてまいりましたし、私のところにも直接関係する方々からの情報提供等もございました。皆さんのところにも行っているんじゃないかと思っております。

その中で、日本で売られているいわゆる複製CDの問題でございまして、一九五〇年代や六〇年代の隣接権が保護されていない時期のレコードをそのままコピーしてCD化し、駅の構内や街頭のワゴンセールで売っているという状況が言われております。言われているところか、実は私もそれを買つて聞いております。

また、放送の分野で、十二月十三日の日経新聞に出たニュースであります、香港の放送局からの報告で、アジアの海賊版の市場は年間三億八千万ドルを超えているというように言われております。さらに、アメリカ・ニューヨークのメトロポリタンオペラ劇場で、昭和三十年代のNHKイタリヤ歌劇東京公演のライブビデオ海賊版が売られていると。その他、昨今著作権にかかわる新聞記事を見ますと、アメリカではほとんど隣接権が守られていない、近年の映像や音源を隣接者に無許可でこれを商品化しているというニュースが伝えられております。

すべてがどういふ状況になっているかについて私は直接見ていないわけでありましても、アメリカ国内での隣接権の法的な保護の現状と、守られていないというそれらの新聞、ニュース等は果たして真実なのかどうか、その辺についてお聞きしたいし、日本側に隣接権のあるものがアメリカでの扱いはどうなっているのか、これは数少ないとは思いますが、その状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(小野元之) お話しございましたように、アメリカ等で昔のNHKのオペラの放送等がいわゆる海賊版として出ているのではないかとこの点につきましては、私どもの方がNHKにお話を聞いたところでは、一時そういうことがあったのは確かでございますけれども、NHKとしてはアメリカの業者に対して抗議文を送ったりそれから現実に現地の業者と直接交渉をして、一応九四年の暮れに合意をしたというふうに承っております。

この業者がつくった海賊版ビデオは現在販売されていらないようでございますけれども、昨年の秋にはまた別の海賊版ビデオも出ておるといふようなこともあって、現在交渉を進めておるといふふうに聞いておるところでございます。

我が国の著作権法上、実演やレコード等について著作権隣接権で保護しておるわけでございますけれども、今回、WTOに加盟いたしました。そして、WTO加盟国にかかわるものにつきましてはTRIPS協定のとりまじりまして著作権隣接権の保護の対象としておるところでございます。

したがしまして、お話しございました、今日日本の中で駅頭なんかで売られております廉価盤CDについては、著作権隣接権について現在のところは処理がなされておられませんので、そういったものは新しくつくるといふことはできなくなるわけでございまして、そういう意味で我が国も先進国並みに五十年の適及的拡大ということを図ろうとしておるわけでございます。

一方、アメリカにおきましても、WTOの関係でございまして、日本で保護しておるものについてはTRIPS協定に基づきまして保護しなければいけないということになるわけでございまして、したがしまして、先ほどもございました海賊版ビデオ等があれば、それは明らかに適正なものではないわけでございまして、個別の対応でそういったことをやめさせる交渉等をNHKも行われたということでございます。

○伊藤基隆君 知的財産にかかわる権利を守るといふことは当然のことでありまして、アメリカの現状はかなり乱暴な状況になっているのではないかとこの点については私に思っておりますけれども、とりあえずの処理はされているような御答弁が今ありました。

ただ、アメリカは著作権隣接権についての保護の姿勢を基本的に持っているといながらも、今回、アメリカレコード業界が通商代表部に訴え出てWTOに提訴してきた。これが一九九六年二

月、橋本総理が日米首脳会談の後で改正について記者会見で約束をしている。先ほど大臣は、外圧によるものではないということを答弁の中で申しとおりました。私も、確かにそういう姿勢は日本もきちんとしていふふうに思います。

ただ、WTO提訴、これに対する対応からして、多分に著作物あるいは隣接権というものの保護というよりは、そこから生まれる、派生するといひましようか、つくられてくる商品、ビジネスを守るという姿勢が色濃くうかがわれるわけでありま。私は、ビジネスも当然にして重要と思ひますが、ビジネス優先の中で判断される、いわゆる貿易摩擦的に判断されるということについては著作権及び著作権隣接権にとって大変不幸なのではないかと。そのことに対する文化庁の基本的な姿勢をお聞きしたいというふうに思ひます。

○政府委員(小野元之) 今回、臨時国会にこの改正法案をお願いしているというこの基本的な考え方といたしましては、確かに実態上の問題といたしましてアメリカやECがWTOに提訴しておるということがあつたわけでございます。

ただ、私どももいたしましては、大臣からも先ほど申し上げましたように、五十年に適及的拡大を図るといふ、平成八年一月一日に施行になったばかりの法律をこの臨時国会で改正させていただくということは大変心苦しいわけでございまして、したがしまして、我が国も著作権の先進国の一員としてアジア等に対して著作権思想の普及等でも国際協力を行つておるわけでございます。

そういう中で、単にビジネスの問題ということではなくて、著作権隣接権をきちんと五十年、先進国として築いていくんだという姿勢を明らかにする意味で、条約解釈の問題とは別個に政策判断として五十年にさかのぼるという措置を今回とらせていただいたわけでございます。

いずれにいたしましても、先生御指摘ございましたように、単なるビジネスの問題ではなくて、著作権問題というのは写真家の権利もございまして実演家の権利もございまして。そういった権利者

といひますか、個々の努力しておられる芸術家の
方々の権利をきちんと守っていくということを私
どもとしては基本に据えてまいりたいと思うわけ
でございます。

○伊藤隆雄君 先ほど、この法が改正された後、その間に商品化されたものに対しては速及適用しないということが答弁の中にありました。ぜひそのことの具体的な措置をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

さらに、先ほどの答弁の中で、通産省はデジタル情報センター構想、すなわち利用仲介という思想で考えておるけれども、文化庁の立場としては著作権権利情報集中機構、すなわち権利の集中管理ということで考えておられると。これはかなり違いがあるというふうに思っております。今の答弁との関連において、権利の集中管理というものを早急にシステムとして確立されて、基本的な姿勢を貫いていただきたいというふうに思うところであります。

そこで、写真の問題について多くの方が触れられました。私も同様の認識を持っておりまして、旧著作権法のもとで他の著作物と比べてかなり低い位置に置かれていたと言わざるを得ないというふうに思っております。データベースに入っているものについては利用者の利益を損なう場合があるのだというような答弁もありましたけれども、やはり受くべき利益は製作者の側にあるということとをきちんと認識していただきたいというふうに思います。馳委員の質問への答弁で、真剣に検討するということ答弁がされました。山本委員の質問に対しては、協会と協議し検討すると答弁の変更が行われておりまして、私は協会と協議しながら検討するということを強く求めたいというふうに思っています。

そこで、実は四十五年四月二十八日、参議院文
教委員会では著作権法案に対する附帯決議というものが
ありまして、これについて、「写真の著作権の保護期
間の問題、映画の著作権の帰属問題、レコードによる
音楽の演奏権の及ぶ範囲、応用美術

の保護問題、著作隣接権の保護期間の延長及び実演家の人格権の保護問題等について、「これは先ほども質問の中で出ましたね、「早急に検討を加え、速やかに制度の改善を図ること。」「早急に検討を加え、速やかに制度の改善を図ること。」というのが二十六年かかっている。早急とは二十六年、四半世紀です。ですから、私は真剣な検討、協会と協議しながらということについてぜひもう少し早急の時間を縮めてもらいたいというふうに思っております。

さらに、附帯決議は、「本法の実施にあたっては、著作権者と利用者の間に十分な協議が行なわれるよう配慮するとともに、文化庁長官の裁定による著作物の利用についても、著作権者の立場を十分尊重した運用を行なうこと。」となっており、したがって、写真の遡及の問題についてこの精神ののっとってやる考えがあるかどうか、皆さんとの答弁と重ねてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○政府委員(小野元之君) この著作権保護につきましては、御指摘ございました四十五年の附帯決議もいたしております。お話しございましたように、写真の著作権の保護期間の問題ということが四十五年の時点で挙げられておるわけでございますけれども、私どもとしては四十五年の時点では、この時点の議論の中では写真だけが公表時を起算するというのは問題だということも、そういう御意見が強かったというふうに認識をしておるわけでございます。

しかしながら、遅きに失したというおしかりも
ちようだいしておりますけれども、いずれにいた
しましても、写真家協会の長年の御要望でござい
ました製作後五十年というものから死後五十年と
いう著作権の原則に今回変えるための法改正をお
願いしたわけでございます。その中で、先ほど辛
御答弁申し上げておりますように、さはさりなが
ら過去に十年と非常に短かったことがあったため
に、十年で切れてしまった、昭和三十一年以前の
ものについてはもう切れておるということがござい

いまして、それらについても十分検討してほしいという御要請を何度も私どもちようだいしたところでございます。

先ほど来それぞれ先生方に御答弁申し上げておりますけれども、それはそれぞれの御答弁において私どもの気持ちが違うということでは全くございまして、私どもとしては写真家協会の御要請を十分受けとめまして真剣に検討したい。ただその条件といたしましては、WIPOにおきまして新しい条約の検討もございまして、それから国際的な動向等もございまして、それから我が国独自の考えももちろん加えていく必要があるかもしれない。そういったものを踏まえて、いずれにいたしまして、御要望の趣旨を重く受けとめまして真剣に検討してまいりたいということを御答弁させていただきますと思うところでございます。

○伊藤基隆君 時間がないので、申しわけございません、郵政省を呼んでおりますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

今回の法改正が放送事業者に与える影響についてお答えいただきます。

○説明員(佐々木英治君) 御説明をさせていただきます。

放送につきましては、伊藤先生よく御案内のとおり、国民に広く普及した基幹的なメディアでございまして、高い公共性を有しております。今般、多チャンネル化ということが言われておりますが、この放送が果たす社会的役割というのは非常に高まっているものというふうに考えておるところでございます。そうした意味で、今後、放送のさらなる発展を図るといふ観点からは、円滑な放送ソフトの製作、流通関係の整備ということを通して放送ソフトの充実を図っていくということが非常に重要だというふうに認識をしております。

しかしながら、一方、良質な放送ソフトを製作するといふためには、著作権等の適切な保護によりましてソフトの製作に関与する方に創作へのインセンティブを付与するということも非常に重要

だというふうに考えております。私ども郵政省といたしましては、権利の適切な保護とソフトの円滑な流通ということの調和を図りつつ検討を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

いずかにいたしましても、今後、著作権処理のあり方につきましては、権利の適切な保護とあわせまして、権利処理の窓口の一元化ですとかあるいは権利処理のルールの確立ということを通して、こういう権利処理の円滑化が促進されることを期待しているところでございます。文部省の方ともよく相談していきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤隆雄 どうもありがとうございました。
○堂本隼子君 私は、写真であれ絵画であれ、自分の表現というものを守ること、著作権というものは基本的な人権のものだろうというふうに思っております。きょう、なる御説明のあったレコー

トその他については、国家的な事情もあり例外と考えてほしいということについては理解できません。なぜなら、権利というのはあくまでも平等で公正であることが原則でございまして、権利に例外というのではないはずです。何か議論が本末転倒しているのではないかと一ふうに思います。当事者はそれは理解できないと思います。

私も三十年間映像の製作者をしていましたから、自分の映像の著作権が侵害されて裁判になったこととかそういうこともないわけではございません。そういうったときに当事者というのはやはり自分の子供を奪われたような感覚を持つもので、これは理解しろと言われても、どんなに歴史的な経緯があるとかそういう理屈を言われてもやはり理解できない。逆に、番組の製作者としては、テレビ局におりましたから、音楽であれ写真であれ何であれ、調査部の著作権課というところに電報をして、それなりのお礼をお払いするための伝言を書くということが私どもの日常的な作業でもございました。

その二つの点から考えて、どう考えても著作権とそれから利用者の利害が対立するというような考え方はおかしい。やはりあくまでも基本的に著作権というのを守られるということが原則であって、利用する側の事情というのは対応しなければいけないのだと思います。

特にカメラマンは個人の方が多いわけですし、大NHKとか民放だとかがそれに反対するといううのは、自分たちの権利は守れ、そして人の権利は守らないというのは筋が通らないというふうには私は思っているの、おかしいと思います。

ここに「下町今昔物語」という、写真集なんです。田沼武能さんの写真集があります。子供を撮ることで大変有名な方ですが、これは東京の江戸百景と書いてありますが、もう今すっかり失われてしまった東京の写真がいっぱい入っているわけです。

この黄色いのは、御本人が張ってくださった分は全部著作権が切れている。これはだれでもが使える。テレビだろうが映画だろうが使える。これは大変おかしいと思うんです。亡くなっているにもかかわらず、御本人、御本人、きょうそこへ傍聴にいらしていただけます。そういう生きた方がこういう貴重な写真の何ら支払いも受けない、権利も持たない、これはどう考えてもおかしい。ですから、理解することができません。やはりあくまでも権利というのは守られるべきものだということに思います。

もう同じ質問を繰り返す気はございません、きょう何度もお答えが出ましたので。むしろ、これから前向きに御検討くださるということですから、その場合に、法的に保護期間が過ぎたものに関して法律改正までの間大臣としては何か道義的に保障をしていただくことができないかどうか、その辺のところを伺いたいと存じます。

○政府委員(小野元之君) 今、私も検討することをお約束しているわけでございますけれども、そもそもこういった著作権はそういった権利でござ

いますから、法律の原則をいたしまして、一度権利が消滅したものに付きましてはそれを復活させるというのは非常に例外的な場合に限りなければならぬと思うのでございます。

そういったこともございまして、写真家協会の御要望は気持ちとしてはよくわかるのでございませうけれども、一度権利が消滅したものでございませう。それを再度復活するということになりますれば、利用関係に大変大きな影響を与えることになるわけでございます。そういった意味もございまして、私もとしましては、著作権審議会の中でも反対意見が非常に強い、それから放送局等が非常に反対だということをおし上げていくわけでございます。

ただ、それは先生お話しございましたように著作権が著作者に権利があることは事実でございますけれども、その権利をうまく行使していただければ、利用者の方も当然あるわけでございますから、利用関係といったものもやはり私ども行政としては十分考えていかなければいけない一つの要素だと思っております。それは、利用者の権利と利害と著作権が必ずしも対立するということではないと私は思うのでございます。

○堂本曉子君 もう結構です、そこから先はもう同じ答えだから、何か道義的にできるかということだけ伺っていて、同じ答えはもう結構です。

○政府委員(小野元之君) いずれにいたしまして、これは法律の世界の話でございますから、法律上権利が復活しないものにつきましては実行上それを復活させるような措置はとれない。それが今の法治主義の原則だと私は思っております。

○堂本曉子君 ここで議論する気もないし、今までも同じお答えを何度も繰り返していただく気もありません。完全に見解が違ふということだけははっきり申し上げておきます。

私ども放送局に三十年いました。放送局には調査部というところがあって、全部著作権のリストはあるわけですよ。NHKだつてどこだつてそうなんです。そこで私たちの権利は物すごく守られる。だけれども、個人と大NHKと大民放とどうやってけんかするんですか。みんな泣き寝入りしているんですよ、個人は。そうでしょう。どっちを守るんですか。それは利用者の方だつて言い分はあるでしょう。だけれどもNHKはお金がある、民放だつてもうけているんですよ、放送局だつて。じゃ、個人は、こういう写真を撮った方はどうやって収入を得ていくんですか。それは法律で決まっています。だつたら日本は堂々と法律は直せばいいんですよ、法的にだめだとおっしゃるのであれば。だから皆さんはおっしゃっているでしょう、遅いと。そんなこと、今の理屈なんか聞こうと思つて私は申し上げたんじゃない。はつきりそこを、一刻も早く一年以内にやりますとかそういう答弁をしてくださるのならわかりますけれども、そんなことを今聞く気はありません。

た、はつきりという権利と権利というのは、例えばアメリカとかヨーロッパとか、そういうところとも私たちはいっぱい交渉をしました。どれだけ向こうの方が権利意識が強いことか、著作権が守られていることか。それから比較したら日本のいらない、それこそ音楽にしたって写真にしたって全然権利は守られていませんよ。それは私の三十年間の経験でははつきりそう申し上げます。それは文化庁の次長がそういう仕事をなさつたことがないかもしれないけれども、三十年間そういう仕事をしていた人間としては、外国から比較したら、フランスのカメラマン、日本のカメラマン、それはもう全然違います。

カメラマンが自分でカメラを、私だつてカメラを持ってさんざん写真を撮りました。自分のものですよ。いままで忘れられない、そういうものがばんとよそに出されたときに、それはあくまでも権利の侵害なんです。自分の持っている技術とか経験とかすべてを侵害されたときに、例えば犯罪で侵害された場合にはちゃんと守られるわけでしょう。どうしてちゃんと著作権が守られないのか。日本の国の法律の方がおかしいです。今までの全部の委員がそうおっしゃったでしょう。そういうことで申し上げているのであって、法律的に認められないものを復活できない、そんな理屈を今伺おうと思つたわけでは全然ございません。

あと、これは大臣に伺いますが、一つの理由は、大変に日本はこういった権利意識が低い、その低さというのはそれだけ個人のそういった作品を守るということの教育が子供のときからきちっとされていないのではないかと思つてしょうか。

○国務大臣(小杉隆君) その前に、今、堂本委員が指摘されたこと、実物の写真集を持ってこれればまた御本人もおられるという状況の中で本当によくわかるんですが、先ほど政府委員が申し上げたとおりいろいろ困難性があります。しかし、その著作権を守る、そういう原点だけは私どもしっかりと胸に置いて今後対処していきたいと思つております。特に、いろいろな関係者の中で弱い立場の者に対する配慮というのは特に私は必要かと思つて、そういうスタンスで今後努力をしたいと思つてます。

それから、教科書においては既に中学校の技術・家庭科あるいは高等学校の公民科の現代社会、あるいは政治・経済の教科書において取り上げられておりますが、平成八年度、本年度から中学校の生徒向けにわかりやすい著作権保護ということについての資料を作成し、配付して、著作権の保護意識の向上に資したいと思つております。これは、この資料は今年度内に完成しますので、早速配付をしたいと思つております。

○堂本曉子君 ではちょっと趣を変えて、学校では今コンピュータをどんどん導入してしまつて、インターネットに親しむ環境をつくるために、こねつと・プランというのが実施されています。

文部大臣もこのプランのスタートをさせたというふうに向つておりますけれども、ある学校で子供たちがインターネットを始めたところ、その地区の個人情報保護条例に抵触するとして教育委員会からやめるように言われた。インターネットは

もう今本当に國際的にも国内的にもほとんど広がっていますし、子供たちにとってもこれからどんどん情報を得る一つの手段だと思つています。現場と國の方針が違つてゐるのではないかと、國と地方との協力体制をどうやってこれからおつくりになるおつもりか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(小杉隆君) 御指摘の点については、その地区、これは東京都内の二十三区の一つの区ですけれども、個人のプライバシーを守る条例ができておりまして、インターネットで出すことがその条例に抵触する、こういうことで今区の教育委員会が調整を続けているところですが、これからインターネットがどんどん普及してまいりますと、プライバシーとインターネットとをどう調整していくのか、こういう問題は必ず起ります。

今、全國の自治体の中でも千くらゐの自治体でこういう条例ができておりまして、これが今御指摘のようなこねつと・プランなんかを普及していく場合にプライバシーの侵害に当たるんじゃないか、こういうようなことがたびたび起こつてくる可能性があります。

これについては、私はやっぱり一義的にはその自治体がどう判断するかにかかっていると思ふんですが、文部省としても、今後のマルチメディアの進展に伴う情報とプライバシーの保護とをどう調整していくのか、これは難しい課題ではあります。それが、それぞれのケースも分析をしながら、これからひとつ一層勉強していきたいと思つております。

○堂本曉子君 どうもありがとうございます。
○委員長(清水嘉与子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決

に入ります。
著作權法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(清水嘉与子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(清水嘉与子君) これより請願の審査を行います。

第一号小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願外二百八件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第一五号訪問教育の高等部早期設置に関する請願外十八件、第三二号義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願外一件及び第一九

九号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願外十九件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第一号小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願外百六十七件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(清水嘉与子君) 次に、国政調査及び継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、従来どおり教育、文化及び學術に関する調査を行うこととし、今期国会閉会中も継続して調査を行うため、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十二分散会

〔参照〕

文教委員会付託請願中採択一覧表(四一件)

- 第一五号、第三九号、第四三三号、第四八号、第四九号、第六四号、第九九号、第一〇三三号、第二一〇五号、第二三九号、第一七二二号、第一七三三号、第一九七号、第二一〇一、第二〇九号、第四〇八号、第四九〇号、第五九二号、第六二二二号、訪問教育の高等部早期設置に関する請願第三二号、第六九号、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
- 第九九号、第二二八号、第三二二二号、第二四九号、第二五二二号、第二八九号、第三〇九号、第三一〇号、第三二六号、第三二九号、第三二二二号、第三六四号、第三六六号、第三七四号、

第三七九号、第三八七号、第四一四号、第四七四号、第四七七号、第六二三号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

十二月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、著作權法の一部を改正する法律案

著作權法の一部を改正する法律案
著作權法の一部を改正する法律案
著作權法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五條を次のように改める。

第五十五條 削除

第五十六條第一項中、第五十四條第一項及び前条第一項を「及び第五十四條第一項」に改める。

第五十七條中、第五十四條第一項又は第五十五條第一項を「又は第五十四條第一項」に改める。

第五十八條中「第五十五條」を「第五十四條」に改める。

第五十四條の次に次の一條を加える。

(書類の提出)

第百十四條の二 裁判所は、著作權、出版權又は著作隣接權の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第百十九條及び第百二十條中「百万円」を「三百万円」に改める。

第百二十一條及び第百二十一條の二中「三十万円」を「百万円」に改める。

第百二十二條中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則第二條第三項を削り、同条第四項中「前項第一号又は第二号に掲げる実演又はレコード」を

附則第十五條第一項中「附則第二條第四項に規定する実演又はレコードに係る」を削り、「著作権の譲渡その他の処分」の下に「で、この法律の施行前に行われた実演又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコードでこの法律の施行の日から新法中著作隣接権に関する規定が適用されることとなるものに係るもの」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこれらの著作権の存続期間の満了する日が新法第一百一条の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同条の規定にかかわらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日(その日がこの法律の施行の日から起算して五十年を経過する日後の日であるときは、その五十年を経過する日)までの間とする。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (写真の著作物の保護期間についての経過措置)
改正後の著作権法中著作物の保護期間に関する規定(次項において「新法」という。)は、写真の著作物については、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存するものについて適用し、この法律の施行の際現に改正前

3 この法律の施行前に創作された写真の著作物の著作権の存続期間は、当該写真の著作物の改正前の著作権法中著作物の保護期間に関する規定(以下「旧法」という。)による期間の満了する

日が新法による期間の満了する日後の日であるときは、新法にかかわらず、旧法による期間の満了する日までの間とする。

4 著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「著作權法附則第二條第四項に規定する実演」を「著作權法の施行前に行われた実演で同法の施行の際現に旧著作權法（明治三十二年法律第三十九号）による著作權が存するもの」に改める。

十二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒
急減期特別助成など私学助成の大幅増額に
関する請願（第一号）

一、高校進学率向上、高校三十人以下学級実現、私学助成大幅増、障害児教育の充実に関する請願(第二号)

一、障害児教育の充実、教育予算大幅増、三十人学級実現に関する請願(第三号)

二、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校で

の三十人学級の早期実現に関する請願(第四号)(第五号)(第一一号)

一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に

一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願
(第一五号)

一、行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願(第一六号)

二、小・中・高校三十人学級の早期実現、国庫補助制度堅持、四十人学級推進補助の充実など私学助成の大幅増額に関する請願(第三三三号)

一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第三四号)

一、行き届いた教育の実現と私学助成の大幅拡充に関する請願(第三六号)

額に関する請願(第三七号)

一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願
(第三九号)

一、行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願(第四一号)

二、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に
関する請願(第四二号)

二、訪問教育の高等部早期設置に関する請願

二、行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学

級早期実現に関する請願(第四七号)
一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願
(第四八号)(第四九号)

一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第五〇号)

二、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担輕

減、教育条件の改善に関する請願(第五一号)
一、小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒
急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関

一、教育費の父母負担軽減、教職員的大幅増など行き届いた教育に関する請願(第五六号)

一、三十人学級の早期実現、教育予算・私学助成拡充、教職員定数増に関する請願(第五七号)

一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願
(第六四号)

一、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員
に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関

する請願(第六九号)
一、専任司書教諭制度の確立に関する請願(第七一号)

一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第七四号)

一、文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願(第七七号)

二、国庫補助の堅持・拡大、父母負担の軽減、

教育条件の改善、私学助成制度の大幅な拡充に関する請願（第九三号）

の三十人学級の早期実現に関する請願（第九四号）

一、文教予算の増額、行き届いた教育実現に関

一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第九号)

一、三十人学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する

一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願
(第九九号)

一、すべての子供に対する行き届いた教育の保障に関する請願(第一〇一号)

一、教育・大学予算、私大助成大幅増額と学

生・父母の教育費負担軽減に関する請願(第一〇二号)

（第一〇三号）
一、文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願（第一〇四号）

- 一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願(第一〇五号)
- 一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第一〇七号)
- 一、国庫補助の堅持・拡大、父母負担の軽減、教育条件の改善、私学助成制度の大幅な拡充に関する請願(第一〇九号)
- 一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第一一四号)
- 一、三十人学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願(第一一六号)
- 一、私学助成の大幅増額など教育関係予算の拡充に関する請願(第一一九号)
- 一、文教予算の増額、行き届いた教育の実現に関する請願(第一二七号)
- 一、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第一三〇号)
- 一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第一三八号)
- 一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願(第一三九号)
- 一、教育・大学予算、私大助成大幅増額と学生・父母の教育費負担軽減に関する請願(第一四〇号)
- 一、私学助成の大幅増額など教育関係予算の拡充に関する請願(第一四二号)
- 一、障害児教育の充実、教育予算大幅増、三十人学級実現に関する請願(第一四六号)
- 一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第一四九号)(第一五五号)
- 一、すべての子供たちに対する行き届いた教育に関する請願(第一五八号)
- 一、行き届いた教育を進めるための私学助成の

- 抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願(第一五九号)
- 一、教育費の父母負担軽減、教職員の大増増など行き届いた教育に関する請願(第一六二号)
- 一、私学助成の大幅増額など教育関係予算の拡充に関する請願(第一六三号)
- 一、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第一六四号)
- 一、三十人学級の実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減に関する請願(第一六六号)
- 一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願(第一七二号)(第一七三号)
- 一、三十人学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願(第一七七号)
- 一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第一九六号)
- 一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願(第一九七号)
- 一、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第一九八号)
- 一、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第一九九号)
- 一、義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の還元と教科書無償制度の継続に関する請願(第二〇〇号)
- 一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願(第二〇二号)
- 一、すべての子供に対する行き届いた教育の保障に関する請願(第二〇二号)
- 一、小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第二〇四号)
- 一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願(第二〇九号)
- 一、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第二二三号)

号)

第二号 平成八年十一月二十九日受理
小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 愛知県知事多田久比町宮津宮本八
六 森田瑞穂外九百九十九名
紹介議員 荒木 清寛君

従来の学校教育に対する厳しい批判が相次ぎ、先日発表された第十五期中央教育審議会の「審議のまとめ」においても、「生きる力」と「ゆとり」をキーワードに、新たな改革の諸施策を打ち出している。しかし、時代と社会が求める教育改革を進めるには、過大学級などの現状では無理がある。このことは、欧米諸国において、高校の学級定員は二十五・三十人が常識であるのを見てもはっきりしている。また、教育費負担も、もはや限界を超えており、取り分け、私学における学費の高騰は、教育の機会均等を著しく損ない、受験競争を激化させるなど、公教育をゆがめる大きな要因となっており、少子化の原因であるとも言われている。それにもかかわらず、平成六年度予算で政府は私学助成予算を二十五%も削減し、このことは、私学助成制度を根幹から揺るがした。昨年度の私学助成は前年度比四・九%増になり、今年度は六・〇%増となったが、それでもなお、平成八年度の私学助成は七百六億円で、三年前より百四十一億円の減額状況となっている。まして、今は生徒急減期にあつて、数年後には高校生がピーク時の三分の二に減少する。こういう生徒減少期にこそ、最も必要な教育政策は公私共に教育条件を抜本的に改善し、公私格差を是正することである。ついては、次の事項について実現を図られた。

一、平成六年度予算の高校生以下私学助成二十五%削減分を速やかに回復し、「経常費二分の一助成」の早期達成を目指して私学助成を大幅に増額すること。

二、生徒急減期に対応して、小・中・高三十人学

級を早期に実現し、私学には公立と同水準の教育条件を確保するための特別助成を実現すること。

三、授業料など教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずること。取り分け、父母負担の公私格差を抜本的に是正するための授業料直接助成を実現すること。また、教育費支出に対する課税控除を実施すること。

第二号 平成八年十一月二十九日受理
高校進学率向上、高校三十人以下学級実現、私学助成大幅増、障害児教育の充実に関する請願
請願者 京都市左京区下鴨南芝町二六 跡坂真外百名
紹介議員 釜本 邦茂君

教育条件の基本である学級定員については、欧米諸国は三十人以下が常識となっているが、我が国においては著しく立ち遅れ、「落ちこぼし」や不登校、高校中退など様々な問題が起きている。また、私学に通う高校生やその父母にとって、年々上昇する学費は、家計に大きな負担を強いている。さらに、障害児教育の一層の充実も大きな課題となっている。教育条件を抜本的に改善し、行き届いた高校教育・障害児教育を実現する上で、今日の引き続く生徒の急減期は絶好の機会である。ついては、次の事項について実現を図られた。

一、高校進学率を高め、希望するすべての生徒に高校教育を保障するとともに、全日制普通科など三十人以下、全日制職業科二十五人以下、定時制二十人以下学級を早期に実現すること。また、通信制の教育条件を改善すること。

二、すべての小・中学校で三十人学級を進めること。

三、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

四、すべての子供に目が行き届く教育を保障するために、教職員の多忙を解消し、教職員数を大

幅に増やすこと。

五、教育費の父母負担を軽減し、さらに高校授業料の廃止など無償化を進めること。

六、文教予算の抑制政策をやめ、大幅増額すること。義務教育費国庫負担制度を堅持し、定時制・通信制で学ぶすべての生徒に国庫補助制度を適用し、私学助成を大幅に増額すること。

七、地震対策を強化するために全国の学校建物などの安全点検を行い、必要な補強・改修などを行うこと。

第三号 平成八年十一月二十九日受理
障害児教育の充実、教育予算大幅増、三十人学級実現に関する請願
請願者 京都府宇治市木幡北島三ノ二一
田中治子外百名

紹介議員 釜本 邦茂君
政府は、平成七年十二月に「障害者プラン」を策定し発表した。私たちは、障害児者・家族が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、諸施策の充実を願っている。取り分け、家族介護負担による父母の健康問題や学校卒業後の進路問題は深刻であり、保健・医療・福祉・労働等の行政機関が連携した障害者のトータル在宅ケアシステムを整備することが必要である。また、「子どもの権利条約」第二十三条に確立された障害児の権利を保障するための教育条件の整備も緊急な課題である。ついで、障害児者と家族の生活や教育を豊かにしていくため、次の事項について実現を図りたい。

一、訪問教育の高等部への制度化と養護学校の高等部設置を行うことを始め、希望するすべての障害児の後期中等教育の保障を進めること。

二、病気療養中のすべての子供たちの教育を保障するために、病院内学級の設置や増設を進めるとともに、病院内学級や訪問教育の条件整備を進めること。

三、学校五日制が月二回に拡大される中で、障害

児の放課後や休日の生活を豊かにしていくために必要な条件整備を行うこと。

四、障害児の命を守り、すべての子供に行き届いた教育を保障するために障害児学級と障害児学校の教職員を大幅に増やすこと。

五、すべての小学校・中学校・高等学校で三十人学級を進めること。

六、教育費の父母負担を軽減し、さらに高校授業料の廃止など無償化を進めること。

七、文教予算の抑制政策をやめ、大幅増額すること。義務教育費国庫負担制度を堅持し、私学助成を大幅に増額するとともに、定時制・通信制高校で学ぶすべての生徒に国庫補助制度を適用すること。

八、安全な学校給食と寄宿舎食のために、自校給食の拡大や国産食材の確保を進めるとともに、厨房（ちゅうぼう）などの施設設備の改善と調理員・栄養職員を増員すること。

第四号 平成八年十一月二十九日受理
私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願
請願者 新潟県小千谷市片貝町五、三、四一
黒崎里美外一万九百九十九名

紹介議員 大淵 絹子君
教育費負担は、もはや限界を超えている。取り分け私学における学費の高騰は、憲法に保障された「教育の機会均等」の原則を著しく損ない、公教育をゆがめる大きな要因の一つになっている。そのうえ、十五歳人口の急減は、弱い私立高校の財政基盤を直撃し、存立自体が危ぶまれる状況さえ生まれてきている。また、私学におけるクラス当たりの専任教職員数は、公立の七割から八割の水準となっており、生徒減による採用手控えの中で専任教職員率は一層低下している。さらに、公立では四十人学級が実施されている中で、私学は財政危機を招くおそれから、学級定員など教育条件の改善が著しく後れている。こうした中で、今年度の私学関係予算は高校以下で四十億円増額

され、私学助成抑制の流れに一定の歯止めが掛けられたが、平成六年に補助額が六百三十五億円と大幅に減額されて以来、その復旧があまり進んでおらず、早急な回復が求められている。高校が準義務教育と言われる今日、公私における学費や教育条件の格差は、これ以上放置できない重大な問題である。ついで、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、私学助成を大幅に増額すること。

2 「四十八人学級推進補助」、「生徒急減期対策補助」を拡充すること。

3 施設整備費補助を拡充すること。

4 授業料一律補助を実現すること。

二、私学助成の国庫補助制度及び義務教育費国庫負担制度を守ること。

三、ゆとりを持って子供と触れ合えるよう、教職員の多忙を解消し、すべての学校の教職員を増やすこと。また、私学に専任教職員を増やすための措置を講ずること。

四、小中高三十人学級（職業科二十五人、定時制二十人）を早期に実現すること。

五、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を立てること。

六、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。

七、希望するすべての障害児に発達と障害に応じた、義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

八、地震対策を強化するために、全国の学校建物などの安全点検を行い、必要な補強・改修などを行うこと。

第五号 平成八年十一月二十九日受理
私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願（二通）
請願者 愛媛県松山市三番町一〇一〇一
九 篠崎勝外二千二百九十九名
紹介議員 塩崎 恭久君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一号 平成八年十一月二十九日受理
私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願
請願者 福島市上浜町一〇ノ三八 伊藤洋
外二百名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三号 平成八年十一月二十九日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願
請願者 熊本市池田三ノ六ノ三一 上野勝
己外九百九十九名
紹介議員 守住 有信君

高校までが実質的に義務教育化している今日、私学学費の父母負担は既に限界を超えている。ついで、父母負担を少しでも軽減するため、また、私学の教育条件向上のため、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、私立学校に対する国庫負担制度を堅持すること。

二、父母負担を軽減し、学費の公私格差を抜本的に是正するために、經常費の二分の一助成を早期に達成するとともに、授業料一律助成を実施すること。

三、四十人以下学級、学校規模の適正化のための特別助成を実施すること。

四、過疎私立高校のための特別助成を継続、拡充すること。

第五号 平成八年十一月二十九日受理
訪問教育の高等部早期設置に関する請願
請願者 石川県金沢市湖陽一ノ一三六 藤
立悦子外二千九百九十九名
紹介議員 狩野 安君

自分では訴えられない重度の障害を持った子供たちが、訪問教育を受けるようになって、目に喜び

の光が宿ったり、呼び掛けにこたえるようになってきたり、笑顔が見られたりしてきた。この光を消さないように、せめてあと三年間高等部の訪問教育を受けられるよう求める。重い障害を持つ子供たちも思春期から青年期にかけての時期に、密度の濃いかかりを通して過ごすことが重要であり、特に重度の子供たちは毎日が命との闘いであるが、教育を受けることが生きる力にもなる。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、訪問教育の高等部を早期に設置すること。

第一六号 平成八年十一月二十九日受理
行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願

請願者 山形市竜田一ノ二ノ二七かのア
パート七号 清藤百合子外九百九十九名

紹介議員 渡辺 孝男君

日本の教育は重大な転機を迎えており、これまでの「偏差値・管理教育」を根本的に見直し、子供が自ら考え、行動する力を身に付け、個性と能力を全面的に伸ばすことができるような教育が求められている。こうした人間教育を進め、行き届いた楽しい学校をつくるためには、劣悪な教育条件の改善が急務となっている。このことは、欧米諸国での学級規模が既に二十五人、三十五人となっているのを見ても明らかである。また、年々過重になる教育費負担も深刻である。特に私立学校の学費は、もはや耐え難い額となり、私学に対して経常費助成の増額と教育条件改善特別助成の実現が求められている。こうした中で平成六年度の予算では私立高校以下の国庫補助が二十五%も削減された。七年度・八年度予算では二年連続で増額されたが、五年度予算から見てまだ百四十一億円が削減されたままである。教育に占める私学の役割からしても、こうした状況を直ちに改め、私学助成の抜本的拡充を強く求める。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、私学助成を増額すること。

1 私学への経常費二分の一助成を早期に達成すること。

2 生徒急減期の教育条件改善特別助成(公立並みに四十人から三十五人学級を可能にするための助成、専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成)を実現すること。

3 施設設備費助成を実現すること。

4 父母負担を軽減するための授業料助成を実現すること。

二、行き届いた教育を進めるために、小中高三十五人学級を早期に実現すること。そのために教職員定数を増やすこと。

三、高校、大学の授業料など教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずること。また、教育費の無償化計画を立てること。

四、高校以下の私立学校に対する国庫補助制度を堅持すること。

五、地震対策を強化するために、全国の学校建物などの安全点検を行い、必要な補強・改修などを行うこと。

第三号 平成八年十一月二十九日受理

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 沖縄県八重山郡与那国町与那国一
四八 濱川幸夫外五千二百三十七名

紹介議員 島袋 宗康君

義務教育諸学校の学校事務職員の配置は、昭和二十八年度の義務教育費国庫負担法の施行により学校運営に必要な制度として確立している。また、学校栄養職員についても、昭和四十九年より義務教育費国庫負担職員となっている。大蔵省は、昭和六十年度の予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度を抜本的に見直す方針を明らかにした。その中に、学校事務職員・栄養職員の人員費の削減に関する項目があったが、この十二年間、これらの人員費の削減は見送られてきた。それにもかかわらず、平成九年度予算編成において、この問題が浮上することは必至の情勢である。平成五年度予算では共済費追加費用の一般財源化が行われ、大蔵省の当初の見直し案のうち、残るは人員費と共済長期のみとなった。厳しい文教予算の中で、人員費の地方負担の問題が再燃することに大きな不安を抱かざるを得ない。また、義務教育費国庫負担法から学校事務職員が外された場合、職員の配置規制からも外れ、地方財政の差異により左右される不安定な状態になる。このことは、学校事務職員制度を根底から揺るがすことを意味し、全国の学校事務職員の労働条件・身分に重大な影響を及ぼす。同様のことは、学校栄養職員についても言える。今日、学校事務職員・栄養職員の果たすべき役割はますます大きくなりつつあり、むしろ、制度の充実が求められている。ついては、この重大な制度改変を伴う措置に強く反対し、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を義務教育費国庫負担制度から除外しないための必要な措置を採られたい。

第三号 平成八年十一月二十九日受理

小・中・高校三十五人学級の早期実現、国庫補助制度堅持、四十人学級推進補助の充実など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 高知市横浜新町二ノ四一〇 小松
道代外九百九十九名

紹介議員 平野 貞夫君

学級編制基準の国際比較を見ても、我が国の高校以下の学級定員は異常である。小・中・高校の三十五人以下学級・三十五人学級の早期実現は国の責務である。児童・生徒数が減少している今こそ、私学を含むすべての小・中・高校で三十五人以下学級・三十五人学級を実施するチャンスである。私学の三十五人以下学級・三十五人学級実施には、私立高校の四十人学級推進補助の拡充がその前提であるが、その上に経常費の二分の一助成や授業料

一律助成の実現が不可欠である。また、私立学校は、生徒の減少によって深刻な財政危機に陥ることは必至で、膨大な学費値上げが余儀なくされ、存亡の危機にさらされている。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、私学助成を大幅に増額すること。取り分け、経常費の二分の一助成の実現、「四十人学級推進補助」・生徒急減期補助・施設整備費補助を拡充し、授業料一律補助を実現すること。

二、義務教育費の国庫負担や私学助成の国庫補助制度を守る。

三、ゆとりを持って子供と触れ合えるよう、教職員の多忙を解消し、すべての学校の教職員を増やすこと。なお、私学には専任教職員を増やすための措置を講ずること。

四、小中高三十五人学級を早期に実現すること。

五、地震対策を強化するために、全国の学校建物などの安全点検を行い、必要な補強・改修などを行うこと。

第三四号 平成八年十一月二十九日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級の早期実現に関する請願

請願者 高知県高岡郡伊野町八田八三〇ノ
二 森下悦子外六百九十九名

紹介議員 平野 貞夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三六号 平成八年十一月二十九日受理

行き届いた教育の実現と私学助成の大幅拡充に関する請願

請願者 香川県香川郡香川町浅野三、五六
九ノ二 中尾忍外二百名

紹介議員 平井 卓志君

すべての子供に確かな学力と民主的な人格を形成する教育を実現しなければならぬ。教育のゆがみを改め、一人一人の子供に行き届いた教育を実現するためには、抜本的な改善が必要である。ついては、次の措置を採られたい。

一、行き届いた教育を行うために、高校では普通科等三十五人・職業科三十人以下の学級を早期に実現すること。小・中学校で三十五人学級を実現すること。

二、一人一人が大切にされる教育が進められるよう、教員の持ち時間を軽減し、教職員を大幅に増やすこと。

三、私学への経常費二分の一助成を早期に達成するとともに、生徒急減期における特別助成を実現すること。

四、教育予算を増額し、高校・大学の授業料の値上げを抑えるなど、教育費の父母負担の軽減を図ること。

五、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実を図ること。

第三七号 平成八年十一月二十九日受理
行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 香川県木田郡牟礼町牟礼二、七七
五ノ二 伏見克己外九千九百九十九名

紹介議員 平井 卓志君

今日ではこれまでの偏差値教育・管理教育の見直しが迫られ、子供たちが個性と能力を全面的に伸ばすことができるような教育を求める声が高まってきた。しかし、いじめやそれに起因する自殺・不登校・中途退学など、教育荒廃はますます深刻なものとなり、教育費の父母負担増はそれに一層の拍車をかけている。このような「教育地獄」とも言うべき状況は、学費・教育条件など様々な面での公私間格差が大きな要因の一つとなっている。については、三十五人以下学級など、一人一人の子供たちに行き届いた教育を図り、学費の心配を無くして子供たちが伸びやかに学べる教育環境を実現するため、次の措置を採らねばならない。

一、私立学校への助成金を大幅に増額すること。
1 高校以下の国庫助成制度を維持発展させる

こと。

2 経常費二分の一助成を早期に達成すること。

3 四十人学級編制推進のための補助金を充実させること。

4 施設設備の新築・増改築に対する助成金を設けること。

5 父母負担を直接軽減するための授業料補助制度を設けること。

二、行き届いた教育を実現するために、高校では普通科等三十五人・職業科三十人以下、小中学校では三十五人以下学級を早期に実現すること。そのために教職員の定員を増やすこと。

三、教育予算を増額し、高校・大学の授業料の値上げを抑えるなど、教育費の父母負担の軽減を図ること。

四、希望するすべての障害児に、発達段階に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実を図ること。

第三九号 平成八年十一月二十九日受理
訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県金沢市笠舞一ノ二ノ六

玉鈴晴美外三千名

紹介議員 釜本 邦彦君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一号 平成八年十一月二十九日受理
行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願

請願者 山形県寒河江市宮内四ノ二 安孫子精吉外九百九十九名

紹介議員 小山 孝雄君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四二号 平成八年十一月二十九日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願

請願者 熊本市龍田町弓削三六ノ一 岩根英輔外九百九十九名

請願者 熊本市龍田町弓削三六ノ一 岩根英輔外九百九十九名

紹介議員 阿曾田 清君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四三三号 平成八年十一月二十九日受理
訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県金沢市弥加町七ノ七〇ノ四 東清美外三千名

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第四七号 平成八年十二月二日受理
行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願

請願者 山形県酒田市幸町一ノ五ノ三 福士君恵外九百九十九名

紹介議員 武田邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第四八号 平成八年十二月二日受理
訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県金沢市大場町東七五 漢野弘道外三千名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第四九号 平成八年十二月二日受理
訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県金沢市山科一ノ八ノ五 斎藤節子外三千名

紹介議員 清水嘉子君

第五一五号 平成八年十二月二日受理
私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願

請願者 佐賀市与賀町一五三 古賀孝信外九百九十九名

紹介議員 岩永 浩美君

学校・学級規模の縮小や教育費父母負担の軽減など教育条件の改善は今や国民的な要求となっており、これにこたえることこそ、教育問題の解決の道であり、教育基本法に定められた教育行政の責任である。生徒減少期の今こそ、これらの要求実現の機会であり、実現が可能である。については、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

一、高校以下の私学に対する国庫補助制度を堅持し、一般財源化を行わないこと。

二、教育費の父母負担を軽減するための助成措置を講ずること。

三、私立学校でも四十人以下学級が実現できるように、四十人学級編制補助を拡充すること。

四、私立学校への経常費二分の一助成を早期に実現すること。

第五四号 平成八年十二月二日受理
小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 愛知県知立市新富二ノ五八 鈴木真紀子外一万名

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五六号 平成八年十二月二日受理
教育費の父母負担軽減、教職員の大幅増など行き届いた教育に関する請願

請願者 大阪府富田林市寺池台四ノ一ノ三 〇二ノ二〇六 福井修外九百九十

九名

紹介議員 西川 潔君

教育費負担は家計を圧迫しており、欧米諸国が高等学校はもとより大学教育まで無償化へと進んでいる中、日本では金がないため学べないという状況が広がっている。憲法に保障された義務教育の無償化を始め、抜本的な教育費の父母負担軽減策が望まれる。また、激しさを増す受験競争は、子供たちを過酷な競争に追い立て、いじめ・登校拒否など教育困難の重要な要因となっている。生徒急減期の今こそ、高校希望者全員入学を実現し、受験競争の緩和を図るべきである。一方、教職員の一週間の仕事時間は五十五時間にも達し(全日本教職員組合調査)、多忙化による健康破壊・現職死が後を絶たない。教職員の数が足りないため、出張や病欠などで教職員が不在になると、授業はもとより子供の安全面にさえ支障を来している。また、日本では一クラスの人数が四十人以下になったものの、その後の改善計画すらなく放置され、三十人以下が当たり前の欧米諸国と大きな隔たりがある。ついては、次の措置を採られたい。

一、教育費の父母負担軽減のために、次の施策を行うこと。
1 憲法第二十六条の「義務教育はこれを無償とする」の原則を実現すること。
2 高校の授業料・入学金を廃止すること。
3 私学助成を増額し、経常経費の二分の一の助成を行うこと。
4 奨学金制度について、返還義務のない制度新設を含め、その拡充を図ること。
5 教育費減税を行うこと。

二、高校を準義務教育と位置付け、希望するすべての子供たちへの高校進学を保障できるよう措置すること。
三、行き届いた教育の妨げとなっている教職員の多忙化や健康破壊の解消のため、教職員の標準定数法を抜本的に改善し、教職員の大増定数増を行うこと。

四、小・中・高校の学級定数を三十人以下とすること。当面、直ちに三十五人学級を実現すること。

五、義務教育費国庫負担制度並びに教科書無償化制度を堅持すること。

六、養護学校を建設すること。また、障害児学校教職員定数法を新たに策定し、抜本的な教職員増を図ること。

第五七号 平成八年十二月二日受理

三十人学級の早期実現、教育予算・私学助成拡充、教職員定数増に関する請願

請願者 兵庫県川西市鼓が滝二ノ三ノ九 中村由美外九百九十九名

紹介議員 西川 潔君

学級規模の縮小や教育費無償化、教職員定数増など教育条件の改善は、国民の声となっており、これにこたえることは、国の責任であり、本格的な生徒急減期の今こそ、これらの施策実行の好機である。戦後最悪の不況が高校生の就職機会を奪い、父母・国民の暮らしを脅かし、いじめ・体罰・不登校が社会問題となる中で、国民の多くが国の政治の在り方に不安を強め、その改善を求めている。ついては、危機的とも言える教育の現状を打開し、人間をはぐくむにふさわしい、ゆとりある教育条件を備えた学校をつくるため、次の事項について実現を図られたい。

一、教育予算を増額すること。
二、教育の機会均等を実現するため、私学助成を大幅に増額し、父母負担を軽くして、教育条件を改善すること。
三、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。
四、小中高三十人学級を早期に実現すること。当面、平成九年度から三十五人(高校職業科三十人、定時制二十人)学級を実施すること。
五、教職員定数を増やすこと。
六、「子どもの権利条約」に基づき、教育費無償化の計画を立てること。

七、学校の安全点検と必要な改築・改修を行うこと。

第六三三号 平成八年十二月二日受理

私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(八通)

請願者 福岡県柳川市大字久々原七三ノ一 梶島輝昭外一万五千九百九十九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第五一七号と同じである。

第六四号 平成八年十二月二日受理

訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県金沢市東兼六町七ノ一〇 西田弘外三千名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第五一七号と同じである。

第六九号 平成八年十二月二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 愛知県知立市昭和六ノ一ノ七三ノ一〇二 太田陽子外五千二百七十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第七一七号 平成八年十二月二日受理

専任司書教諭制度の確立に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡藤岡町藤岡五〇〇ノ二四 藤倉新一外四千三百二十九名

紹介議員 国井 正幸君

現行の学校図書館法では、第五条に「学校図書館の専門的職務を掌らせらるるため、司書教諭を置かなければならない」となっている。しかし、同条第二項では、その教諭は専任でない(充て教諭)とされ、さらに附則第二項で当分の間、司書教諭を

置かないことができることになっているため、司書教諭の配置がなされず、図書館教育の推進を阻んできた。学校図書館職員は、教職員定数法での明確な位置付けがなされていないため、行政職の事務職員や教育職の実習教職員が配置され、司書教諭の職務に携わってきた。一方、学習指導要領には「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を努める」ことが盛り込まれ、また、昨年八月に出された読書に関する調査研究協力者会議の報告書にも、学校図書館教育の重要性やそのための司書教諭の必要性が指摘されている。こうした状況を踏まえ、第百三十六回国会で、平成十五年までに学校図書館に司書教諭の配置を目指すとする学校図書館法の改正案が提出された。学校図書館の本来の教育的機能を充実させるためには、専任の司書教諭を配置することが大切であり、附則第二項の撤廃のみに終わることがなく、「専任司書教諭制度」を確立するよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、学校図書館法、学校教育法、教職員定数法等を改正し、「専任司書教諭制度」を確立すること。
二、「専任司書教諭制度」については、次の三項目を特に尊重すること。
1 「専任司書教諭」を学校教育法に位置付けること。
2 「専任司書教諭」を教育職員免許法・教育公務員特例法・教職員定数法の教職員に位置付け、教育職(二級)を適用すること。
3 現職者の身分を「専任司書教諭」に転換できるよう、教員免許法を改正し、認定講習などの制度を確立すること。

第七四号 平成八年十二月二日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 愛媛県今治市高橋甲一、一八六 藤本文昭外千名

紹介議員 野間 起君

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七七号 平成八年十二月三日受理
文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願(二通)

請願者 神戸市中央区北長狭通五ノ二ノ一

○多上尚之介 外千二百名

紹介議員 林 久美子君

いじめ・不登校など教育問題の解決のために求められているのは、教育条件をより豊かなものとす、教育にゆとりを取り戻すことである。「子ども」の権利条約では、すべての子供に初等・中等教育が保障されるところに、その無償化を目指すべきであるとしている。教育費負担の軽減と一人一人が大切にされる教育の実現は、我が国の経済力をもつてすればすぐにでも可能である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、小・中・高三十人学級(職業科二十五人、定時制二十人)を早期に実現すること。

二、ゆとりを持って子供と触れ合えるよう、教職員の多忙を解消し、すべての学校の教職員を増やすこと。なお、私学には専任教職員を増やすための措置を講ずること。

三、就学援助金・授業料減免制度の震災特例措置を復活すること。また、国からの補助を拡充すること。

四、地震対策を強化するために、全国の学校建物などの安全点検を行い、必要な補強・改修などを行うこと。

五、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。

六、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

七、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を立てること。

八、私学助成を大幅に増額すること。取り分け、経常費(一助成の実現、「四十人学級推進」補助・生徒急減対策補助・施設整備費補助)を拡

充し、授業料一律補助を実現すること。

九、義務教育費の国庫負担や私学助成の国庫補助制度を守ること。

第九三三号 平成八年十二月三日受理

国庫補助の堅持・拡大、父母負担の軽減、教育条件の改善、私学助成制度の大幅な拡充に関する請願

請願者 茨城県日立市滑川町一ノ八 坂上

秀和 外九百九十九名

紹介議員 狩野 安君

本格的な生徒減少期を迎え私学は深刻な危機に直面しているが、見方を変えれば、学級定員の削減など教育諸条件を改善する絶好のチャンスである。すべての子供に行き届いた教育を保障できる教育条件の確立は、子供と親、教職員、私学経営に携わる者の共通の願いであり、教育費の父母負担の軽減、学級定員の縮小、私学助成の大幅増額は、国民的な要求となっている。そのためには私学助成制度の大幅な拡充が必要であるが平成五年度予算では、私学に対する国庫補助が大幅に削減され、また、財政制度審議会の報告においては、私学助成の総額抑制・一般財源化とも取れる文面がある。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、園児・生徒減少期に際して、私学助成制度の大幅な拡充を行うこと。

二、私学の国庫補助制度を堅持し、平成六年度削減分を速やかに復活・増額すること。

三、私立幼稚園・中学・高校で、父母負担を増やさずに学級定員を削減できるよう補助を増額すること。

四、父母負担を軽減するために、私立高校生・中学生・幼稚園児に対する授業料直接補助を実現すること。

五、老朽校舎の改築など施設・設備を改善するために「施設設備補助」を実現すること。

六、震災等からの私学の復興のための補助を公立

並みに引き上げること。

第九四四号 平成八年十二月三日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 山口市大手町二ノ一八 外山英昭

外百九十九名

紹介議員 二木 秀夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九五五号 平成八年十二月三日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 神戸市灘区大石東町五ノ四ノ四ノ

六二二 川田華治 外九百九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第九七七号 平成八年十二月三日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 広島市安佐南区安東五ノ二ノ三

八谷登通 外千四百九十九名

紹介議員 菅川 健二君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九八八号 平成八年十二月三日受理

三十人学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮一ノ

九ノ一六ノ二 佐々木敏雄 外二百

名

紹介議員 阿部 幸代君

本格的な児童・生徒減少期の今こそ、「いじめのないゆとりある学校」、「子供たちが主人公の学校」を実現するため、教育条件を抜本的に改善する絶好のチャンスである。ついては、次の措置を採られたい。

一、ゆとりを持って子供と触れ合い、豊かな発達

と確かな学力を保障するため、教職員を大幅に増やすこと。

二、すべての小・中・高校で三十人学級(高校職業科二十五人、定時制二十人)を早期に実現すること。

三、希望するすべての子供に高校教育を保障できる入学生員枠を設定すること。

四、障害児学校高等部での訪問教育を実施すること。また、過大・過密解消のため、障害児学校を増設すること。

五、教育予算を大幅に増やし、父母負担の軽減を図ること。

六、私学助成を大幅に拡充すること。

七、地震対策を強化するために、校舎などの安全点検を行い、必要な補強・改修を行うこと。

第九九号 平成八年十二月三日受理

訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県松任市千代野東一ノ五ノ九

坂井久美子 外五千九百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇一号 平成八年十二月三日受理

すべての子供に対する行き届いた教育の保障に関する請願

請願者 東京都杉並区南荻窪四ノ四二ノ九

ノ三〇四 佐野敦子 外九百九十九

名

紹介議員 田 英夫君

教育問題は重大な社会問題となり、取り分け教育荒廃、受験競争、教育費の父母負担増は深刻である。教師と児童・生徒が豊かな関係が結べるよう、学級規模を小さくすることは解決の第一歩であり、生徒急減期の今がその好機でもある。また、教育費負担も深刻であり、特に私学の学費負担は重く、私学助成の抜本的な拡充を国の責任で進める必要がある。教育費の無償化は国際的な潮流となっており、私学助成や義務教育費の国庫負

担の一般財源化の方向は認められない。障害を持つすべての子供に行き届いた教育を保障することは、子供の生きる力、自立する力を育てる上で重要である。また、学校五日制を進めるためには、立ち後れた障害児の社会教育の抜本的な改善が不可欠である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、ゆとりを持って子供と触れ合えるよう、教職員の多忙を解消し、すべての学校の教職員を増やすこと。なお、私学には専任教職員を増やすための措置を講ずること。

二、小中高三十人学級(高校職業科二十五人、定時制二十人)を早期に実現すること。

三、学習内容の詰め込みを解消し、学校五日制時代にふさわしいゆとりある教育内容にするため、学習指導要領を抜本的に見直すこと。

四、高校間格差を是正し、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。

五、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を立てること。

六、義務教育費の国庫負担や私学助成の国庫補助制度を守ること。

七、私学助成を大幅に増額すること。取り分け、経常費二分の一助成の実現、「四十人学級」推進補助・生徒急減対策補助・施設設備補助を拡充し、授業料一律助成を実現すること。

八、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、障害児が地域で豊かに生活できる場を充実させること。

九、地震対策を強化するために、全国の学校建物などの安全点検を行い、必要な補強・改修などを行うこと。

第一〇二号 平成八年十二月三日受理
教育・大学予算、私学助成大幅増額と学生・父母の教育費負担軽減に関する請願

請願者 京都市北区上賀茂東後藤町二七ノ二 坂根京世外五千九百七名
紹介議員 堂本 暁子君

私立大学に通う学生は大学在学者数の七十三％に達し、多くの学生を擁する私立大学は重要な役割を担っている。しかし、私立学校振興助成法に基づく私学助成の補助率は同法成立時の参議院文教委員会附帯決議にあるような経常費総額の二分の一には程遠く、平成七年度は十二・一％にまで落ち込んでいる。学生・父母の教育費負担を軽減し、教育研究を進展させるためには、私学助成の増額と高等教育機関への国庫予算を増額させることが緊急の課題である。ついては、次の措置を採りたい。

一、高等教育予算の大幅な増額を行うこと。

二、私立大学に対する経常費補助金を、経常費総額の二分の一にまで高めること。

三、日本育英会奨学金制度を充実させること。また、給費制奨学金制度を創設すること。

四、父母・学生の教育費負担を軽減する大幅な教育減税を図ること。

五、私立大学への受託研究や寄附に対する税制上の取扱いについて、国公立大学との格差是正を図ること。

六、外国人留学生に対する宿舍・奨学金を充実させること。

第一〇三号 平成八年十二月三日受理
訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県金沢市笠舞一ノ二一ノ六 玉鉾宏一外三千名

紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇四号 平成八年十二月三日受理
文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 兵庫県三田市武庫が丘七ノ四 神田嘉久子外九百九十九名

紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第一〇五号 平成八年十二月三日受理
訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県松任市橋爪町七四四ノ四七 新保正英外三千一名

紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇七号 平成八年十二月三日受理
私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 福島県喜多方市豊川町沢部字長尾 一、九八〇 生井妙子外九百九十九名

紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇九号 平成八年十二月三日受理
国庫補助の堅持・拡大、父母負担の軽減、教育条件の改善、私学助成制度の大幅な拡充に関する請願

請願者 茨城県日立市東金沢町五ノ一ノ一 〇 近藤悦子外九百九十九名

紹介議員 小林 元君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第一一四号 平成八年十二月三日受理
私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 広島県佐伯区五日市六ノ四ノ五二 福田豊外千四百九十九名

紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一六号 平成八年十二月三日受理
三十人学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市新堀一、一三五ノ二 宇野高夫外九百九十九名

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第一一九号 平成八年十二月三日受理
私学助成の大幅増額など教育関係予算の拡充に関する請願

請願者 岩手県盛岡市飯岡新田三ノ六ノ二 浅沼均外九百九十九名

紹介議員 高橋 令則君

異常な高学費は、「少子化」の要因になっており、国の将来にとって憂慮すべき状況をつくり出している。子供の教育にかかわる文教予算を大幅に拡充することが緊急の課題であるが、「国庫補助削減・一般財源化」の方針などにより、私学助成金が年々抑制・削減されている。予算編成で文教予算に「マイナスイメージ」を決定することがその大きな要因になっている。ついては、文教予算について実現を図りたい。

一、私学助成を大幅に増額すること。取り分け、経常費二分の一助成の早期達成、学級定員減・専任増・学級規模適正化など教育条件改善の特別助成、施設設備補助、授業料一律助成、過疎特別助成の継続増額を実現すること。

二、小中高三十五人以下学級(高校は普通科三十五人、職業科三十人、定時制二十人)を早期に実現し、三十人学級の計画を策定すること。

三、高校以下の私立学校に対する国庫補助制度や義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。

四、教育費の父母負担を軽減するために、授業料軽減助成や奨学金制度の充実、教育費控除の新設を図るとともに、小中学校の教材費無償化、高校授業料の廃止など教育費の無償化計画を立てること。

五、ゆとりを持って子供と触れ合えるよう、教職員の多忙を解消し、すべての学校の教職員を増やすこと。なお、私学には専任教職員を増やすための措置を講ずること。

六、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、希望するすべての障害児に発達と障

害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実にすること。

七、文教予算の抑制政策を改め、文教予算を大幅に増額すること。

八、地震対策を強化するため、全国の学校建物などの安全点検を行い、必要な補強・改修などを行うこと。

第二十七号 平成八年十二月三日受理
文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 兵庫県三木市福井二、一八ノ四
前田等外九百九十九名

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第七十七号と同じである。

第一三〇号 平成八年十二月四日受理

私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願

請願者 福岡県八女郡立花町大字北山一、四九一 森淳子外一万五千九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第五十一号と同じである。

第一三八号 平成八年十二月四日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 広島市西区三條北町一ノ一六 向井誠治外千四百九十九名

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一三九号 平成八年十二月四日受理

訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県金沢市弥勒町七ノ七〇ノ四 東晃外三千名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一四〇号 平成八年十二月四日受理

教育・大学予算、私大助成大幅増額と学生・父母の教育費負担軽減に関する請願

請願者 京都府亀岡市篠田二ノ二四ノ八 藤井元外四千名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一四二号 平成八年十二月四日受理

私学助成の大幅増額など教育関係予算の拡充に関する請願

請願者 岩手県一関市滝沢字矢ノ目沢七三ノ一四三 千葉寛外九百九十九名

紹介議員 椎名 素夫君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第一四六号 平成八年十二月四日受理

障害児教育の充実、教育予算大幅増、三十人学級実現に関する請願

請願者 京都府向日市寺戸町三ノ坪一〇ノ二〇 藤崎雄彦外九百九十九名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四九号 平成八年十二月四日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(二通)

請願者 愛媛県松山市朝美二ノ九一〇 岡田純二外千二百九十五名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一五五号 平成八年十二月四日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(七通)

請願者 新潟県長岡市新組町二、一八四ノ一五 神林松夫外六千九百九十九名

名 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一五六号 平成八年十二月四日受理

すべての子供たちに対する行き届いた教育に関する請願

請願者 滋賀県大津市山上町二ノ三 青木寛誠外千名

紹介議員 河本 英典君

教育問題は重大な社会問題となっており、取り分け「いじめ」による自殺など教育荒廃は深刻である。教師と児童・生徒が豊かな関係を結べるよう、学校規模を小さくすることは重要な解決の第一歩である。また、教育費負担は年々過重になり、取り分け私学における学費の高騰は、教育の機会均等を損なうなど、公教育をゆがめる要因にもなっている。教育費の無償化は国際的な潮流となっており、私学助成や義務教育費の国庫負担の一般財源化の動きは、こうした流れに逆行するものであり、認められない。生徒急減期の今、必要な施策は、教育条件を抜本的に改善し、公私格差を是正することである。ついては、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、高校以下の私立学校に対する国庫補助制度や義務教育費の国庫負担制度を堅持し、充実させること。
二、私学助成を大幅に増額すること。取り分け、経常費二分の一助成や四十人学級編制推進補助など教育条件改善の特別助成・施設設備費補助を拡充し、授業料一律助成を実現すること。災害復興の財政措置を公立並みにすること。
三、小中高三十五人以下学級を早期に実現すること。
四、教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずるとともに、教育費の無償化計画を立てること。
五、地震対策を強化するために、全国の学校施設などの安全点検を行い、必要な補強・改修など

を行うこと。

第一五九号 平成八年十二月四日受理

行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願

請願者 山形県飽海郡八幡町北青沢字家ノ前六二 後藤匠嘉外九百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一六二号 平成八年十二月四日受理

教育費の父母負担軽減、教職員の大増額など行き届いた教育に関する請願

請願者 大阪府八尾市恩知北町二ノ四九 加藤秀雄外三千四十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第一六三号 平成八年十二月四日受理

私学助成の大幅増額など教育関係予算の拡充に関する請願

請願者 岩手県水沢市太日通り三ノ三ノ一六 藤本三雄外九百九十九名

紹介議員 高橋 令則君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第一六四号 平成八年十二月四日受理

私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願

請願者 佐賀県駅前中央二ノ九一〇 岩橋則好外千名

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第五十一号と同じである。

第一六六号 平成八年十二月四日受理

三十人学級の実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減に関する請願

齊藤三男外百九名

紹介議員 狩野 安君

学級規模の縮小や教育費無償化など教育条件の改善は、国民的な世論となっている。欧米先進国では高校の学級編制基準を二十五〜三十人とし、学費無償にしている国がほとんどである。日本では一クラスの人数がやと四十人以下になったが、その後の改善計画を明らかにしていない。「子ども」の権利条約第二十八条は、すべての子供がひとしく教育への権利を有し、行き届いた後期中等教育の保障とその無償化を目指すべきであるとしている。生徒急減期の今こそ、教職員の定数を大幅に増やし、子供と教職員にゆとりを取り戻すことは行き届いた教育を行うための不可欠の条件となっている。文教予算を大幅に増額するとともに憲法と教育基本法、「子どもの権利条約」に基づいた教育条件整備の施策を行うよう求める。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

- 一、文教予算を減らさずに、大幅に増やすこと。
- 二、小中高三十人学級(定時制二十人)を早期に実現するとともに、行き届いた教育を保障するためすべての学校の教職員を増やすこと。
- 三、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、希望するすべての障害児に発達と障害にに応じて、教育を保障し、充実させること。
- 四、小中学校の教材費等の無償化、高校授業料等の廃止など、教育費の無償化計画を立てること。
- 五、私学助成を大幅に増額すること。取り分け、経常費(二分の一助成の実現、「四十人学級推進」補助・生徒急減対策補助・施設整備費補助を拡充すること。
- 六、地震対策を強化するために、学校建物などの安全点検を行い、必要な補強・改修などを行うこと。防災無線などの通信システムを設置すること。

第一七二号 平成八年十二月四日受理

訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県金沢市池田町一ノ七ノ三 首弘志外一万四千四百九十三名

紹介議員 馳 浩君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一七三号 平成八年十二月四日受理

訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県金沢市増泉一ノ三五ノ一六 新保修三郎外二千九百九十九名

紹介議員 江本 孟紀君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一八七号 平成八年十二月五日受理

三十人学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 埼玉県和光市西大和団地二ノ三ノ三〇七 西田十四男外三百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第一九六号 平成八年十二月五日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願

請願者 熊本市市山四ノ五二ノ五七 中河 原由紀外九百九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一九七号 平成八年十二月五日受理

訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県松任市橋爪町七四四ノ四七 新保祐美子外二千九百九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一九八号 平成八年十二月五日受理

私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願

請願者 福岡県行橋市今井二、九七〇ノ三 森中孝外一万五千九百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

教育条件の改善に関する請願

請願者 福岡県行橋市今井二、九七〇ノ三 森中孝外一万五千九百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一九九号 平成八年十二月五日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 名古屋市中区成願寺一ノ六 山中 義和外二百四十九名

紹介議員 山本 正和君

義務教育費国庫負担制度は、昭和二十八年以降制度され、教育の機会均等、水準向上に貢献してきたが、政府は国の財政事情を理由に昭和六十年より同制度の削減見直しを進め、学校事務職員・栄養職員の給与費国庫負担適用除外も検討している。また、七月に発表された財政制度審議会の中間報告では、公立小中学校の人員費の削減や教科書の有償化等を打ち出すなど、これまで以上に厳しい状況にある。学校事務職員は学校予算の効率的執行、施設、教材備品の整備・拡充など行き届いた教育を保障するために、重要な役割を担っている。その給与が適用除外されるならば、学校事務職員・栄養職員制度を根底から揺り動かす、やがては義務教育費国庫負担制度そのものを崩壊させる突破口になりかねない。ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 一、学校事務職員・栄養職員の給与費を国庫負担から適用除外しないこと。
- 二、〇〇号 平成八年十二月五日受理

義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元と教科書無償化の継続に関する請願

請願者 名古屋市中区成願寺一ノ六 山中 義和外二百四十九名

紹介議員 山本 正和君

義務教育費国庫負担制度は、昭和二十八年以降制度され、教育の機会均等、水準向上に貢献してきた。しかし、政府は国の財政事情を理由に同制度の見直しを行い、昭和六十年度における教材費、旅費の適用除外を始めとして様々な削減を行い、地方への転嫁は増え続けている。また、七月に発表された財政制度審議会の中間報告では、公立小中学校の人員費の削減や教科書の有償化等を打ち出すなど、これまで以上に厳しい状況にある。これは、地方財政を圧迫し、義務教育の公平な推進に大きな影響を及ぼすものである。ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 一、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、既に削減・除外された教材費・旅費・共済費などの国庫負担を復元すること。
- 二、教科書無償化制度を継続すること。

第二〇二号 平成八年十二月五日受理

訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 埼玉県所沢市若狭三ノ二、三四四ノ二〇 大谷秀子外三千名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二〇四号 平成八年十二月五日受理

小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 名古屋市中区港田町六ノ七 原田 耕作外九千九百九十九名

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇九号 平成八年十二月五日受理

訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 埼玉県所沢市若狭三ノ二、三四四ノ二〇 大谷秀子外三千名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

一、私学助成に関する請願(第四一五号)(第四五七号)
一、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第四六九号)
一、私学助成に関する請願(第四七〇号)
一、大学院生の研究・生活条件の改善と大学の充実に関する請願(第四七二号)
一、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第四七四号)(第四七七号)
一、行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願(第四八〇号)
一、私学助成に関する請願(第四八三号)
一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級の早期実現に関する請願(第四八九号)
一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願(第四九〇号)
一、行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願(第四九九号)
一、私学助成に関する請願(第五〇六号)(第五一三号)
一、教育費の父母負担軽減、教職員的大幅増など行き届いた教育に関する請願(第五二二号)
一、三十人学級の早期実現、教育予算・私学助成拡充、教職員定数増に関する請願(第五二二号)
一、文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願(第五二七号)
一、高校進学率向上、高校三十人以下学級実現、私学助成大幅増、障害児教育の充実に関する請願(第五四二号)
一、障害児教育の充実、教育予算大幅増、三十人学級実現に関する請願(第五四三三三)
一、三十人学級の早期実現、教育予算・私学助成拡充、教職員定数増に関する請願(第五四四号)

一、教育・大学予算、私大助成大幅増額と学生・父母の教育費負担軽減に関する請願(第五四五号)
一、私学助成の大幅増額に関する請願(第五四六号)
一、私学助成に関する請願(第五五二号)
一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第五五三三三)
一、私学助成に関する請願(第五五四号)(第五五五号)
一、教育費の父母負担軽減、教職員的大幅増など行き届いた教育に関する請願(第五五七号)
一、私学助成に関する請願(第五六〇号)
一、行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願(第五六二二二)
一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願(第五九二二二)
一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第五九四四四)
一、公私共に三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第六〇八八八)
一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第六一五五五)
一、私学助成に関する請願(第六二〇二二)
一、小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第六二一八八)
一、私学助成に関する請願(第六二二〇二二)
一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第六二二二二)
一、訪問教育の高等部早期設置に関する請願(第六二二二二)
一、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第六二二二二)

一、私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願(第六二二六号)
第二一八号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
請願者 名古屋市長 豊田 弘三 山村 香代子 外二百四十九名
紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。
第二一九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の還元と教科書無償制度の継続に関する請願
請願者 名古屋市長 豊田 弘三 山村 香代子 外二百四十九名
紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
第二二〇号 平成八年十二月六日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願
請願者 熊本市八景水谷三ノ一ノ四八 浦野昭比古 外九百九十九名
紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。
第二二二号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
請願者 名古屋市長 豊田 弘三 山村 香代子 外二百四十九名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。
第二二四号 平成八年十二月六日受理
行き届いた教育の実現と私学助成の大幅拡充に関する請願
請願者 香川県綾歌郡国分寺町新名三六三ノ一 中谷猛 外九百九十九名

紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第二二五号 平成八年十二月六日受理
行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 香川県三豊郡詫間町大浜 三宅 富士夫 外一万名
紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第三七七号と同じである。
第二三三三三 平成八年十二月六日受理
私学助成に関する請願(五通)
請願者 三重県阿山郡伊賀町西一、三九 一 平地章 昌外 三万二千六百六十三名
紹介議員 山本 正和君
私立高校に通学する生徒は、全国で百四十三万人(全高校生の約三割)に達しており、私立高校に対する国の助成は重要である。高校進学率が高い現状にもかかわらず、例えば私立高校の入学納付金は公立高校の五・八倍となっており、公私格差の是正、負担の軽減は保護者の願いである。私立高校の学級編制の実情は、公立が平成五年度より四十人学級に移行したにもかかわらず、四十五人から上限の五十人のままの学校が多く存在している。また、公立の標準定数法に基づく教職員の定数に比べ私立高校の教職員の数は、全国平均で約二十五%下回っている。教員構成においても講師が多く、専任教員の増員が求められる。一方、専修学校専門課程(専門学校)に対する国の経費助成は現在、全く行われていない。多様な進路の保障、そして公平な国費の配分の上からも経費助成の新設が望まれる。また、私立大学の教育研究の充実、高度な教育研究体制を確立して、国際社会に貢献する上で優先的に講ずべき施策であり、学生一人当たりの教育費の国費負担割合が、国立大学の十八分の一であることを見ても国の助成拡充は重要である。ついては、豊かな私学教育

の実現のため、次の事項について実現を図られた。

一、私立学校の保護者負担を軽減するとともに、教育条件改善のため私学助成を拡充すること。

1 生徒急減期を迎え、私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費補助の改善充実に努めること。

2 私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のため四十人学級及び専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための特別補助の実現に努めること。

3 過疎県の私立高校に対する特別助成を継続し、その充実に努めること。

4 私立高等学校等教育装置等施設整備費補助の充実に努めること。

5 私立大学の教育研究のより一層の充実と学費負担の軽減に資するため、今後ともその経常的経費及び教育研究装置等の補助の充実に努めること。

6 私立幼稚園における三十五人以下学級の実現・促進のため、特別補助の実現に努めること。

7 私立専修学校教育の振興を図るため、教育装置等の補助を始めとする助成の拡充に努めること。

第三四号 平成八年十二月六日受理
私学助成の技術的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 高知県須崎市吾井郷乙三五二ノ四
横田孝雄外百六十四名
紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三五号 平成八年十二月六日受理
小・中・高校三十人学級の早期実現、国庫補助制度堅持、四十人学級推進補助の充実など私学助成

の大幅増額に関する請願

請願者 高知市大津乙五〇二カコハイツ四
〇一 井川勝美外千名
紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第三三号と同じである。

第三三八号 平成八年十二月六日受理
私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 京都市北区大宮薬師山東町二ノ三
久保田正夫外九百九十九名
紹介議員 林田悠紀夫君

私立高校の初年度納付金は公立高校の七倍弱に達し、大変な経済的負担になっている。さらに、児童・生徒数の減少と景気の低迷の影響で私学経営は厳しく、行政による積極策が図られなければ経営の健全化と保護者負担の軽減は図ることができない。国の私学助成は年々拡充されているものの、決して十分ではなく、一層の拡充が求められる。児童・生徒数の減少が進んでいるこの時期こそ、公立・私立あわせて「三十人学級の実現」、「学校規模の適正化」、「高校進学率の向上」、「公私間格差の解消」など、いじめや不登校問題の根本解決につながる教育環境をつくる絶好の機会である。ついでに、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、私学の父母負担軽減と教育条件改善のため、経常費二分の一助成の早期実現、授業料直接助成・施設設備助成の拡充など、私学助成を大幅に増額すること。
二、行き届いた教育を進めるために、すべての小・中・高校で三十人学級を目指すこと。特に私学において、早期に四十人学級実現を可能にするための助成を拡充すること。
三、高校以下の私立学校に対する国庫補助制度や義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。

第三三九号 平成八年十二月六日受理
教育・大学予算、私大助成大幅増額と学生・父母の教育費負担軽減に関する請願

請願者 京都市北区紫野西蓮台野町一〇一
タス栗井一〇六 阿曾沼一成外三千名
紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二四五号 平成八年十二月六日受理
国庫補助の堅持・拡大、父母負担の軽減、教育条件の改善、私学助成制度の大幅な拡充に関する請願

請願者 茨城県北茨城市中郷町日棚一、九八八 敷井清作外九百九十九名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第二四六号 平成八年十二月六日受理
三十人学級の実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減に関する請願

請願者 茨城県日立市田尻町二ノ二二ノ五
四ノ一〇五 菅家裕外百九十九名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第二四九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 和歌山市美園町四ノ三二ノ六 河端彰外三百七十名
紹介議員 釜本 邦茂君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二五〇号 平成八年十二月六日受理
私学助成に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里崎山町四ノ四八
ノ三キヤッスル城南G号 國場幸雄外四百五十五名
紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 名古屋守山区小幡一ノ一〇ノ四
水野恵子外二百四十九名
紹介議員 山田 俊昭君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二五三三号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の還元と教科書無償制度の継続に関する請願

請願者 愛知県西尾市丁田町本左三六ノ一
平田忍外二百四十九名
紹介議員 山田 俊昭君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第二八三三号 平成八年十二月六日受理
私学助成に関する請願

請願者 北海道函館市駒場町一〇ノ一三
稲垣輝章外四千九百九十九名
紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二八五五号 平成八年十二月六日受理
高校進学率向上、高校三十人以下学級実現、私学助成大幅増、障害児教育の充実に関する請願

請願者 京都府宇治市槇島町本屋敷四〇ノ一 横田忍外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二八六六号 平成八年十二月六日受理
障害児教育の充実、教育予算大幅増、三十人学級実現に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号 平成八年十二月六日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 京都市伏見区久我石原町九ノ六七
内屋久伸外九十九名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八九九号

請願者 名古屋市中村区稲上町五ノ三三ノ五

二 秋田一光外二百十七名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二九一号 平成八年十二月六日受理

私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(七通)

請願者 福岡県中間市太賀四ノ一三ノ三

西克憲外一万三千九百九十九名

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第二九四号 平成八年十二月六日受理

私学助成に関する請願

請願者 沖縄県浦添市勢理客三ノ二ノ一九

三〇二 川満実外四百八十九名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第二九六号 平成八年十二月六日受理

三十人学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 埼玉県秩父市金室町一八ノ三二

八木昇一外百九十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二九九号 平成八年十二月六日受理

私学助成に関する請願

請願者 広島市東区光町二ノ八ノ三二エ

コード広島 狭田喜義外四万名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第三〇二号 平成八年十二月六日受理

私学助成に関する請願

請願者 大阪市生野区田島五ノ一三ノ九

光山福善外千五百名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第三〇五号 平成八年十二月六日受理

三十人学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 埼玉県川越市寺尾七五ノ三

枝宏司外百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第三〇六号 平成八年十二月六日受理

文教予算の増額、行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 神戸市須磨区松風町三ノ三ノAノ

三〇五 永友計一外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三〇八号 平成八年十二月六日受理

私学助成に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平八ノ一一ノ五

ノ一〇一 浜田茂外九百九十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第三〇九号 平成八年十二月六日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 名古屋市中村区瑞穂区内浜町二ノ二ノ二六

紹介議員 田沢 智治君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三一〇号 平成八年十二月六日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 愛知県大山市宇山崎西四五 長谷

川和代外三百三十四名

紹介議員 堂本 曉子君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三一一号 平成八年十二月六日受理

義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元と教科書無償制度の継続に関する請願

請願者 名古屋市天白区梅が丘四ノ九一五

土方浩三外二百五十名

紹介議員 堂本 曉子君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三一二号 平成八年十二月六日受理

私学助成に関する請願

請願者 広島県尾道市向東町二、三六ノ

五 西ヶ谷昌巳外九百九十九名

紹介議員 溝手 顯正君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第三一三号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市真木町二、〇〇八ノ

九 重松京子外二百八十九名

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第三一五号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市大川内町丙三二八

ノ二 徳永恭子外二百五十二名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第三一六号 平成八年十二月九日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 東京都あきる野市引田二八ノ五

鈴木貞女外三百四十二名

紹介議員 釜本 邦茂君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三一八号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願

請願者 福岡県大川市大字紅粉屋一〇六ノ

二 今村栄一外五千九百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第三一九号 平成八年十二月九日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 名古屋市北区金城町四ノ四ノ六

藤巻真人外二百四十九名

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三二〇号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願(三通)

請願者 福岡県柳川市宮永町一一ノ一 古

賀重治外一万五千九百九十九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第三二二号 平成八年十二月九日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 岐阜市藪田南三ノ九ノ一 第三宝じ

ル内岐阜県公立小中学校事務職員

組合中央執行委員長 見広喜美男

外九千五百三十一名

紹介議員 大野つや子君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三二四号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願

請願者 宮崎県都城市千町四、八七二ノ一

七 井上九州男外四百八十八名

紹介議員 長峯 基君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第三二六号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願

請願者 札幌市中央区南二十条西七ノ一ノ

一五 明上山めぐみ外 一万六千九百九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三二七号 平成八年十二月九日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願

請願者 福岡市南区老司五ノ三五ノ一九
西久保真一外四千四百二十二名

紹介議員 吉村剛太郎君

私立専修学校への進学率は専門課程においては短大を超えるようになり、公教育機関としての社会的役割は重要なものとなっている。しかし学生・生徒減の中で財政の圧迫が生じ、教育条件の低下が危うくされつつある。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、専修学校全体

1 「私立学校振興助成法」を私立専修学校にも全面的に適用し、経常的経費の二分の一の助成を実施すること。

2 公教育機関の一環としてふさわしい教育ができるように、現行の「専修学校設置基準」(特に第五章、施設及び設備等)を改善すること。

3 父母負担の軽減を図るため、授業料直接補助を実施すること。

二、専門課程

1 「私立学校振興助成法」に基づき、当面、私立短期大学と同等の助成をすること。

2 日本育英会奨学金の貸与額を拡充すること。

3 施設と設備の改善・充実を図るための助成金を増額すること。

三、高等課程

1 「私立学校振興助成法」に基づき、当面、私立高等学校と同等の助成をすること。

2 公教育機関として相当な施設を確保できる

よう補助すること。

3 すべての高等課程の通学定期割引率を、高等学校と同等にすること。

第三三八号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願(二通)

請願者 福岡県三井郡北野町大字八重巻六四〇ノ一 宮崎義勝外七千九百九十九名

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三〇号 平成八年十二月九日受理

すべての子供に対する行き届いた教育の保障に関する請願

請願者 横浜市神奈川区白幡上町三六ノ一
三 猿渡幸子外千名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

第三三三三号 平成八年十二月九日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十八人学級の早期実現に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡多良見町市布名
二、三三〇ノ二〇一 筑田健一外九百九十九名

紹介議員 松谷蒼一郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三三五号 平成八年十二月九日受理

三十人学級の早期実現、教育予算・私学助成拡充、教職員定数増に関する請願

請願者 奈良市富雄元町二ノ五ノ三ノ四〇
八 池永佳津江外九百九十九名

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第三三八号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願(二通)

請願者 広島県三原市糸崎町三、二〇〇

綿木明允外二万五千三百三十二名

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四一号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願

請願者 川崎市中原区下小田中三ノ一ノ二
六 木村久美子外四千九百九十九名

紹介議員 齋藤 勤君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四二号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県出水市大野原町九二二
花田純久外二千七百名

紹介議員 上山 和人君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四三三号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 兵庫県西宮市広田町一ノ七ノ三
〇四 馬場田周平外四千九百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三四四号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 茨城県那珂郡那珂町後台一、五四
六 石川武雄外四千九百九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三四五号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 千葉県柏市千代田三ノ一二ノ一
神木清繁外四千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三四六号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 東京都練馬区小竹町二ノ七五ノ一
一生須ビル二〇一 大橋弘美外四千九百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三四七号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町市部九七八
ノ五 井戸和美外四千九百九十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三四八号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 群馬県沼田市東倉内町五三三ノ二
都丸純外四千九百九十九名

紹介議員 聴濤 弘君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三四九号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

三星清恵外四十九万九千九百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三五〇号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 宮城県登米郡迫町佐沼字鉄砲丁一ノ九 石川裕清外四十九万九千九百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三五一号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 京都市伏見区横大路下三栖山殿一ハム伏見Aノ八〇七 安部修二外四十九万九千九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三五二号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 福井市城東三ノ二〇ノハラ・ベルージュ二〇二 道谷久恵外四十九万九千九百九十九名

紹介議員 橋本 教君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三五三号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 岡山県津山市山方一、二三九ノ四 梅川ユカ外四十九万九千九百九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三五四号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 大阪市住吉区長居一ノ一五ノ一、一一〇 木本善久外四十九万九千九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三五五号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町高島三二〇ノ二 岡嶋英樹外四十九万九千九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三五六号 平成八年十二月九日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 埼玉県蕨市南町二ノ一四ノ一七 松村みどり外四十九万九千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第三五七号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願

請願者 埼玉県川口市元郷四ノ三ノ三 織田雅士外九百五十八名

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五九号 平成八年十二月九日受理

私学助成の大幅増額と四十八人学級の実現に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡楠木町清水九五五 野口守外九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三六四号 平成八年十二月九日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 東京都千代田区六番町一 後藤森重

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三六五号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願

請願者 北海道富良野市緑町一五ノ五 吹田清外四十九万九千九百九十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三六六号 平成八年十二月九日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 北海道釧路市美原五ノ六〇ノ一二 伊澤由美子外三百三十三名

紹介議員 菅川 健二君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三六七号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願

請願者 広島県尾道市美ノ郷町三二二、二七九ノ二五 福吉保彦外九千九百九十九名

紹介議員 菅川 健二君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

九百九十五名 泉 信也君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第三七四号 平成八年十二月九日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 名古屋市長瀬区釜塚町一ノ一七 山上英行外二百四十九名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三七五号 平成八年十二月九日受理

私学助成に関する請願(二通)

請願者 北海道美瑛市西田南一 齊藤勉外七千七十七名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三七六号 平成八年十二月九日受理

国庫補助の堅持・拡大、父母負担の軽減、教育条件の改善、私学助成制度の大幅な拡充に関する請願

請願者 茨城県日立市台原町三ノ一八ノ一 三 林達也外九百九十九名

紹介議員 野村 五男君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第三七七号 平成八年十二月九日受理

三十人学級の実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減に関する請願

請願者 茨城県北茨城市磯原町上相田二二 五 柳生勝外百九十九名

紹介議員 野村 五男君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第三七九号 平成八年十二月九日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 島根県隠岐郡五箇村山田 田中井郁代外四百六十五名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三八〇号 平成八年十二月九日受理
私学助成に関する請願

請願者 大分市桜ヶ丘七ノ八 玉江和徳外
一万五千名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第三八一号 平成八年十二月九日受理
私学助成に関する請願

請願者 大阪府堺市城山台一丁三九ノ四
吉岡悦子外三百十九名

紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第三八二号 平成八年十二月九日受理
私学助成に関する請願

請願者 広島県福山市日吉台一ノ八ノ三〇
小畑成弘外九百九十九名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第三八三号 平成八年十二月九日受理
私学助成に関する請願

請願者 埼玉県川越市郭町二ノ一七ノ八
柳原敏夫外四千五百七十九名

紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第三八四号 平成八年十二月九日受理
私学助成に関する請願

請願者 広島県東広島市八本松東二ノ一三
ノ一二ノ三四九 西村時生外四千
九百九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第三八五号 平成八年十二月九日受理
私学助成に関する請願

請願者 広島市南区同洋大原町三九ノ九
川崎昭外九百九十九名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第三八六号 平成八年十二月九日受理
私学助成に関する請願

請願者 広島県福山市駅家町法成寺三九六
志田義治外六千四百三十七名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第三八七号 平成八年十二月九日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 名古屋市中川区牛立町三ノ八一
堀邦夫外二百四十九名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三八八号 平成八年十二月九日受理
義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費
用の復元と教科書無償制度の継続に関する請願

請願者 名古屋市中区島田四ノ一、三〇
六ノ二 加納英政外二百四十九名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三八九号 平成八年十二月十日受理
私学助成に関する請願

請願者 北海道小樽市桜町二ノ一四ノ五
米山勢恵子外三千九百六名

紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第三九〇号 平成八年十二月十日受理
公私共に三十人学級の早期実現と生徒急減期特別
助成など私学助成の大幅増額に関する請願(二通)

請願者 岡山市当新田四八四ノ六 後藤晴
枝外九百九十九名

紹介議員 一井 淳治君
教育費負担は限界を超えており、取り分け、私学
における学費の高騰は、教育の機会均等を著しく
損ない、受験競争を激化させるなど、公教育をゆ
がめる大きな要因ともなっている。このままでは、
私学は生徒の減少によって深刻な財政危機に
陥ることは必至であり、そのために一層の学費値
上げを余儀なくされ、劣悪な教育条件を改善でき
る見通しも立たない。ついては、次の事項につい
て実現を図られたい。

一、私学助成を大幅に増額すること。

二、四十人学級から三十五人以下学級を可能に
するための助成を行うこと。

三、専任教員の割合を公立並みに引き上げるた
めの助成を行うこと。

四、生徒数の適正化・縮小に対する助成を行う
こと。

五、施設・設備助成を行うこと。

六、父母負担を軽減するための授業料一律助成
を行うこと。

七、どの子にも確かな学力と人格形成を保障する
教育が行えるように、すべての学校の教職員を
もっと増やすこと。

三、小・中学校の三十人学級を直ちに実現するこ
と。また、高校の普通科三十人、実業科二十五
人、定時制二十人学級を早期に実現すること。

四、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化
計画を策定すること。

五、希望するすべての障害児に、発達と障害に
応じた後期中等教育を保障し、拡充すること。

六、高校以下の私立学校に対する国庫補助制度や
義務教育費の国庫負担制度を堅持し、文教予算
の抑制政策を改めて大幅に増額すること。

七、私立学校に対する災害復興の財政措置を拡充
するとともに、安全点検など地震対策を充実さ
せること。

第四〇〇号 平成八年十二月十日受理
私学助成に関する請願

請願者 大阪府八尾市高砂町四ノ二ノ二五
浦野八郎外百九十八名

紹介議員 谷川 秀善君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第四〇三号 平成八年十二月十日受理
私学助成に関する請願

請願者 東京都墨田区向島三ノ三八ノ九
パークノヴァ向島一〇一 堤正弘
外九百九十九名

紹介議員 魚住裕一郎君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第四〇七号 平成八年十二月十日受理
私学助成に関する請願

請願者 北九州市門司区葛葉一ノ九ノ二二
林米子外六千名

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第四〇八号 平成八年十二月十日受理
訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県河北郡津幡町字太田はノ一
四八ノ五 堀内正男外三千名

紹介議員 菅川 健二君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一〇号 平成八年十二月十日受理
私学助成に関する請願(二通)

請願者 北海道増毛郡増毛町大字舎熊村五
一ノ二 田中仁外八千七百二十二
名

紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第四一四号 平成八年十二月十日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
請願者 大阪府河内長野市美加の台一ノ二
三ノ八 久米政樹外三百二十一名

紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四一五号 平成八年十二月十日受理
私学助成に関する請願
請願者 東京都世田谷区下馬三ノ二ノ四
登坂芳二外九百九十九名

紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第四一七号 平成八年十二月十日受理
私学助成に関する請願
請願者 東京都板橋区赤塚三ノ三八ノ一六
ノ三〇三 田中忠勝外九百九十九名

紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第四一九号 平成八年十二月十日受理
私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 北九州市小倉南区重住一ノ二ノ二
ノ三〇八 岩城豊文外二万九千九百九十九名

紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第四七〇号 平成八年十二月十日受理
私学助成に関する請願
請願者 北九州市戸畑区千防一ノ一三ノ二
五ノ四〇一 中村卓也外五千九百二十六名

紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第四七二号 平成八年十二月十日受理
大学院生の研究・生活条件の改善と大学の充実に
関する請願
請願者 東京都国分寺市富士本三ノ一ノ一
一八 藤田幸世外五百四十九名

紹介議員 阿部 幸代君
大学の研究教育条件の悪化は社会問題となっており、大学院生もまた、研究活動に専心するには程
遠い条件に置かれている。ついては、次の措置を
採られたい。

一、大学院生の学費負担を軽減するために、次の
施策を行うこと。
1 国立大学の学費を引き下げる。また、
研究科や地方による格差を導入しないこと。
授業料及び入学金の免除枠の抜本的拡大を図
ること。

2 公立大学、私立大学に対する国庫補助を増
額すること。
二、日本育英会奨学金の貸与枠を拡大すること。
三、教職員定数抑制政策をやめ、大学教員や研究
機関研究員の採用枠を拡充すること。

四、国立大学の校費及び公立大学、私立大学への
経常費一般補助の大幅な増額を行うこと。

理由

(一) 国立大学の平成八年度の初年度納付金は十
年前の一・九倍になっている。また、私立大学院
でも教育費は負担の限界を超えている。これによ
り少くない学生が進学を断念せざるを得ず、進
学した場合でも自立した生活を営むのは困難であ
り、アルバイトに追われて十分な研究を行えな
くなっている。(二) 現行制度は給付方式がなく貸
与式のため借金を抱えることになるが、免除
職を始め院生の就職状況は不安定であり返済は困
難である。このため、貸与を希望するものの申請
しなかった院生が全院生の一・二割に上る。院生
数の急速な増加に対し、貸与率は年々低下して
おり、申請しながら認められない院生が多数残さ
れている。また、オーバー・ドクター、オーバー・
マスター、最低在籍年限を超えて論文提出の準備

を続ける院生には申請資格がないため、経済的に
厳しい状況下で研究を続けている。給付制の実
現、申請資格のないオーバー・ドクター等の貸与
対象化を求めるとともに、当面、院生の急増に対
応した貸与枠の拡大を求める。(三) 院生の急増
に対し教員数は抑制されているため、授業のマス
プロ化、指導の希薄化といった影響が出ている。

また、職員数の抑制は、本来事務職が担うべき作
業を院生や教員が負担することや、技官の少な
さにより実験の際に死亡事故が発生するなど安全が
保障されないというしわ寄せを生んでいる。(四)
現在の大学改革は、予算の重点配分や学部間格差
の増大を伴って進行する一方、国立大学における
積算校費や、公立・私立大学への国庫補助、特に
大学の裁量に任される一般補助の伸びは抑えられ
たままである。このため、大学院入学後も大学全
体の教育研究条件の悪化が指摘されている。大学
や研究科間に格差をつけずに全大学・部局の状況
改善に必要な予算配分を行い、また、公立大学に
十分な国庫補助を行うとともに、国会での決議に
基づき私立大学への経常費二分の一の国庫補助を
早急に実現するよう求める。

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四七四号 平成八年十二月十日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
請願者 大阪府住之江区粉浜一丁二三ノ一
二ノ二八 米田英雄外三百二十名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四七七号 平成八年十二月十日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
請願者 千葉県市川市本北方三ノ一ノ二
五 石井なおみ外二百五十九名

紹介議員 田沢 智治君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四八〇号 平成八年十二月十日受理
行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的
な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現
に関する請願
請願者 山形県東根市大字泉郷五五五 安
達政雄外九百九十九名

紹介議員 阿部 正俊君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四八三号 平成八年十二月十日受理
私学助成に関する請願(二通)
請願者 北海道根室市西浜町一ノ一八六
登藤茂義外九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第四八九号 平成八年十二月十日受理
私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十
人学級の早期実現に関する請願
請願者 富山市千歳町一ノ二ノ三 吉田靖
弘外二百名

紹介議員 永田 良雄君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九〇号 平成八年十二月十日受理
訪問教育の高等部早期設置に関する請願
請願者 石川県金沢市泉本町六ノ九三ノ四
嶋哲昭外六百名

紹介議員 石田 美栄君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四九九号 平成八年十二月十一日受理
行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的
な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現
に関する請願
請願者 山形県東村山郡山辺町大字畑谷三
四 柴田庄右エ門外九百九十九名

紹介議員 鈴木 貞敏君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五〇六号 平成八年十二月十一日受理

私学助成に関する請願

請願者 北海道夕張郡長沼町しらかば区
黒田隆義外四千九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第五二三号 平成八年十二月十一日受理

私学助成に関する請願

請願者 北海道稚内市秋見五丁目 原誠治
外四千九百九十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第五二二号 平成八年十二月十一日受理

教育費の父母負担軽減、教職員的大幅増など行き届いた教育に関する請願

請願者 大阪府高槻市南平台二ノ四ノ一
今井千鶴外六千七百三十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第五二三号 平成八年十二月十一日受理

三十人学級の早期実現、教育予算・私学助成拡充、教職員定数増に関する請願

請願者 大阪府吹田市寿町一ノ七ノ一
衣川早苗外九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第五二七号 平成八年十二月十一日受理

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願

請願者 兵庫県西宮市松ヶ丘七ノ二 竹下
静江外九百九十九名

紹介議員 芦尾 長司君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第五四二号 平成八年十二月十一日受理

高校進学率向上、高校三十人以下学級実現、私学

助成大幅増、障害児教育の充実に関する請願

請願者 京都府城陽市寺田中大小一三〇ノ
一 植村信外九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第五四三三号 平成八年十二月十一日受理

障害児教育の充実、教育予算大幅増、三十人学級実現に関する請願

請願者 京都府八幡市美濃山幸水三ノ五
藤村勉外九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三三号と同じである。

第五四四四号 平成八年十二月十一日受理

三十人学級の早期実現、教育予算・私学助成拡充、教職員定数増に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西昆陽三ノ四ノ二〇
松村有美外九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第五四五五号 平成八年十二月十一日受理

教育・大学予算、私大助成大幅増額と学生・父母の教育費負担軽減に関する請願

請願者 京都市下京区富小路通五条下ル
清水喜和外三千名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第五四六六号 平成八年十二月十一日受理

私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 京都市上京区今出川通智恵光院西
入西北小路町二八ノ七 佐々木
正次郎外千名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第五五二二号 平成八年十二月十一日受理

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

私学助成に関する請願

請願者 宮崎県延岡市塩浜町二ノ一、七八
二ノ一 平原恵子外九百三十六名

紹介議員 上杉 光弘君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第五五三三三号 平成八年十二月十一日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 山口県厚狭郡山陽町鴨庄 菊地乙
造外九百九十八名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五五四四四号 平成八年十二月十一日受理

私学助成に関する請願

請願者 鹿児島市桜ヶ丘六ノ八ノ六 田畑
忠治外三百九十九名

紹介議員 鎌田 要人君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第五五五五五号 平成八年十二月十一日受理

私学助成に関する請願

請願者 鹿児島市武二ノ二ノ五 青山優
外四百九十九名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第五五七七号 平成八年十二月十一日受理

教育費の父母負担軽減、教職員的大幅増など行き届いた教育に関する請願

請願者 大阪府高槻市奈佐原四ノ二ノ一
ノ三〇六 仲本英外九百九十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第五六〇〇号 平成八年十二月十一日受理

私学助成に関する請願

請願者 鹿児島市皇徳寺台五ノ一ノ二ノ二

四三 上別府克行外五百九十八名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第五六二二二号 平成八年十二月十一日受理

行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願

請願者 滋賀県大津市山上町二ノ三 青
木寛誠外九百七十九名

紹介議員 奥村 展三君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五九二二二号 平成八年十二月十一日受理

訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 埼玉県深谷市上野台三、三八八ノ
一ノ一〇三 橋本淳子外二千九百
三十七名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五九四四四号 平成八年十二月十一日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 長崎県深堀町一ノ六〇四ノ八 木
村圭子外九百九十九名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六〇八八号 平成八年十二月十一日受理

公私共に三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島黒崎四、七七二
ノ三 大室美幸外九百九十九名

紹介議員 片山虎之助君

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六一二二二号 平成八年十二月十一日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する

請願

請願者 熊本市和泉町七〇七ノ一 中嶋智子外九百九十九名

紹介議員 浦田 勝君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六一五号 平成八年十二月十一日受理

私学助成に関する請願

請願者 神奈川県相模原市千代田七ノ二ノ二五 細井巖外四千九百九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第六一八号 平成八年十二月十一日受理

小・中・高校三十人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(二通)

請願者 名古屋市守山区鳥羽見二ノ一二ノ八 後藤浩之外一万九千九百九十九名

紹介議員 都築 讓君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六二〇号 平成八年十二月十一日受理

私学助成に関する請願

請願者 東京都保谷市富士町一ノ一六ノ四 折山忠男外九百九十九名

紹介議員 保坂 三蔵君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第六二二号 平成八年十二月十一日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 富山県高岡市中田五、一六二ノ一 水島美紀子外九百九十九名

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六二三号 平成八年十二月十一日受理

訪問教育の高等部早期設置に関する請願

請願者 石川県金沢市本多町二ノ八ノ六 谷内厚子外二千五百名

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第六二三号 平成八年十二月十一日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 奈良県吉野郡吉野町新子三三四 森田久美子外三百九十五名

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第六二六号 平成八年十二月十一日受理

私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 群馬県前橋市二之宮町四五九ノ一 嶋津良夫外二百五十名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。